川越市地域防災計画(平成26年度修正)

【新旧対照表】

【参考】新旧対照表作成に関わる条件

- ▶ 新旧対照表には"防災計画の本質に関わる修正内容"を整理しています。(数値の更新、誤記の修正、送り仮名・漢字の統一、用語(名称)の統一・更新、接続詞・語尾の修正、その他意図が変わらない微修正、資料編・様式集に関わる修正等、地域防災計画の本質に関わる修正でない協議の必要のない修正は整理の対象外としています。)
- ▶ 新文書で追加した事項を下線、旧文書で削除した事項を二重取り消し線で示しています。
- ▶ 「修正根拠・理由」については、次の略称を用いています。
 - ·県 H25:埼玉県地域防災計画 平成26年3月
 - ·県 H26 案:埼玉県地域防災計画 平成26年9月改正案
 - 災対法:災害対策基本法
 - ・耐震改修促進法:建築物の耐震改修の促進に関する法律
 - ・十砂災害防止法:十砂災害警戒区域等における十砂災害防止対策の推進に関する法律

【凡例】下線:追加、二重取り消し線:削除

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
No 1	頁 新 1-3	新文書(案) 第 1編 総則編 第 1章 計画の策定 第 1節 計画の概要 第 4 計画の構成 ■川越市地域防災計画の構成 ■川越市地域防災計画の構成 第 1編 総 則 第 2章 防災関係機関の役割分担 第 3章 市民 自主防災組織及び 未業所の財産対策の基本方針 第 2編 震災対策計画 第 1章 震 災 予 防 計 画 第 2章 震 災 応 急 対 策 計 画 第 3章 震災 度 旧・復興計画 第 3章 風水害対策計画 第 3章 風水害が発計画 第 4章 害 対 策 計 画 第 3章 風水害 前 画 第 3章 風水 書 計 画 第 3章 風水 書 計 画	旧文書 (現行計画) 第1編 総則編 第1章 計画の策定 第1節 計画の概要 第4 計画の構成 ■川越市地域防災計画の構成 ■ 川越市地域防災計画の構成 ■ 第3章 市民 自主防災組織及び 本業所の社域的治理 第4章 川越市の筋災対策の基本方針 第2章 震災 応急 対策計画 第3章 震災 復旧・復興計画 第4章 東海地震の警戒宣言 に伴う対応措置計画 第4章 東海地震の警戒宣言 に伴う対応措置計画 第3章 風水害が策計画 第3章 風水害が策計画 第3章 風水害の対策計画 第3章 風水害の対策計画	
		第5章 大 規 模 水 害 計 画		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
2	新	第2節 計画の基本方針	第2節 計画の基本方針	・総合計画との整合
	1-7	第 1 川越市総合計画	第1 川越市総合計画	
		■分野別の基本目標	■分野別の基本目標	
		安全で安心な暮らしの確保	安全で安心な暮らしの確保	
3	新	第2章 防災関係機関の役割分担	第2章 防災関係機関の役割分担	・県H25
	1-11	第1節 川越市防災会議	第1節 川越市防災会議	
		第1 組織	第1 組織	
		川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職	川越市防災会議は、市長を会長とし、各防災関係機関の長又は職	
		員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐	員のうちから任命された委員をもって組織し、併せて、委員を補佐	
		するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命す	するものとして、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命す	
		る。	る。	
		防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課がこれにあたる。	防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課がこれにあたる	
		なお、防災会議委員には、女性委員数に配慮して委員を任命し、		
		防災会議への女性の参画を図る。		
4	新	第2節 防災関係機関の業務の大綱	第2節 防災関係機関の業務の大綱	•県H25
	1-14	第3 県の機関	第3 県の機関	
		【埼玉県】	【埼玉県】	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(1) 自助・共助・公助による防災力の向上に関すること。	1 災害予防	
		(2) 災害に強いまちづくりの推進に関すること。	(1) 防災に関する組織の整備に関すること。	
		(3) 交通ネットワーク・ライフライン等の確保に関すること。	(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。	
		(4) 応急対応力の強化に関すること。	(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び点検に関すること。	
		(5) 情報収集・伝達体制の整備に関すること。	(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。	
		(6) 医療救護等対策に関すること。	(5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害	
		(7) 帰宅困難者対策に関すること。	応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。	
		(8) 避難対策に関すること。	2 災害応急対策	
		(9) 災害時の要配慮者対策に関すること。	(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。	
		(10) 物資供給・輸送対策に関すること。	(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。	
		(11) 県民生活の早期再建に関すること。	(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。	
		<u>(12) 災害復興に関すること。</u>	(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。	
			(5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。	
			(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。	
			(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持	
			に関すること。	
			(8) 緊急輸送の確保に関すること。	
			(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大防止のための	
			措置に関すること。	
5	新	第 5 指定地方行政機関	第 5 指定地方行政機関	・県H25
	1-15	【東京管区気象台(熊谷地方気象台)】	【東京管区気象台(熊谷地方気象台)】	
		(1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関す	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発	
		ること。	表に関すること。	
		(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信		
		等の施設及び設備の整備に関すること。		
		(3) 気象、地象(地震にあっては、 <u>発生した断層運動による</u> 地震動	(2) 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る。) 及び水象の予報、	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		に限る。)水象の予報 <u>及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、</u>	注意報、警報、特別警報 に関すること。	
		大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。	(3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関するこ	
		(4) 緊急地震速報 (警報) の利用の心得などの周知・広報に関する	본。	
		<u>こと。</u>	(4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調	
		(5) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ	<u> </u>	
		等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。		
		(6) 災害発生時(発生が予想される時を含む)において県や市に対		
		して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。		
		(7) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解		
		促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。		
6	新	【関東農政局】	【関東農政局】	・内容の適正化
	1-16	(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保、	(1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀 、乾パン	
		供給すること。	及び乾燥米飯 を確保、供給すること。	
7	新	【川越労働基準監督署】	【川越労働基準監督署】	•県H25
	1-16	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。	
		(2) 職業の安定に関すること。		
8	新	【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】	【国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所】	•県H25
	1-16	1 災害予防	1 災害予防	
		(1) 災害対策の推進に関すること。	(1) 災害対策の推進に関すること。	
		(2) 危機管理体制の整備に関すること。	(2) 危機管理体制の整備に関すること。	
		(3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。	(3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること。	
		(4) 防災教育等 <u>の</u> 実施に関すること。	(4) 防災教育等実施に関すること。	
		<u>(5) 防災訓練に関すること。</u>		
		<u>(6) 再発防止対策の実施に関すること。</u>		
		2 災害応急対策	2 災害応急対策	
		(1) 災害発生直前の対策に関すること。	(1) 災害発生直前の対策に関すること。	
		(2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関す	(2) 災害発生直後の情報の収集及び連絡並びに通信の確保に関す	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		ること。	ること。	
		(3) 活動体制の確立に関すること。	(3) 活動体制の確立に関すること。	
		(4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。	(4) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。	
		(5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。	(5) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。	
		(6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。	(6) 災害発生時における応急工事等の実施に関すること。	
		(7) 緊急輸送に関すること。	(7) 緊急輸送に関すること。	
		(8) 二次災害の防止対策に関すること。	(8) 二次災害の防止対策に関すること。	
		(9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。		
		(10) 地方公共団体等への支援に関すること。	(0) 地方公共団体等への支援に関すること。	
		(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リ		
		エゾン)」の派遣に関すること。		
		(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派		
		<u>遣に関すること。</u>		
		(13) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。	(10) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること。	
		3 災害復旧・復興	3 災害復旧・復興	
		(略)	(略)	
9	新	第7 指定公共機関	第7 指定公共機関	•県H25
	1-17	【日本郵便株式会社 川越西支店】	【日本郵便株式会社 川越西支店】	
		(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する	(1) 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること。	
		<u></u>	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。	
		(2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時にお	(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。	
		ける郵便はがき等の無償交付に関すること。		
10	新	【東日本電信電話株式会社 埼玉事業部】	【東日本電信電話株式会社 埼玉支店】	・組織変更
	1-18	(略)	(略)	
11	新	【NEXCO東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】	【NEXCO東日本株式会社 関東支社所沢管理事務所】	•県H25
	1-18	(1) 東日本高速道路の保全に関すること。	高速自動車国道(関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道)に係	
		(2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。	3	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。	(1) 災害防止に関すること。	
			(2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。	
			(3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報 (案内) 提供に関	
			すること。	
			(4) 災害復旧工事の施工に関すること。	
12	新	第8 指定地方公共機関	第8 指定地方公共機関	・組織変更
	1-18	【 <u>東武ステーションサービス株式会社</u> 東武川越駅管区東武川越	【東武鉄道株式会社 東武川越駅管区東武川越駅】	
		駅】		
13	新	【埼玉県トラック協会 川越支部】	【 一般社団法人 埼玉県トラック協会 川越支部】	•県H25
	1-19	(1) 災害時における貨物自動車 (トラック) による救助物資等の輸	(1) 災害時における貨物自動車 (トラック) による救助物資 及び避	
		送の協力に関すること。	難者 の輸送の協力に関すること。	
14	新	第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	・災対法改正
	1-22	阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の	阪神・淡路大震災で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の	
		基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付	基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付	
		け、「自らの安全は自らが守る」ということである。	け、「自らの安全は自らが守る」ということである。	
		市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自	市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自	
		主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動 <u>へ</u> の参加 <u>、過去の</u>	主的に災害に備えるとともに、自発的に防災活動 に 参加 する 等防災	
		<u>災害から得られた教訓の伝承</u> 等防災に寄与するように努めなけれ	に寄与するように努めなければならない。	
		ばならない。		
		また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、	また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、	
		災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保す	災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保す	
		るとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなけ	るとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなけ	
		ればならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び	ればならない(災対法第7条:住民等の責務)。	
		資材等を提供する事業者は、災害時においても事業活動を継続的に		
		実施するとともに、市等の活動に協力するよう努めなければならな		
		<u>い。</u> (災対法第7条:住民等の責務)。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
15	新	第1節 市民の果たす役割	第1節 市民の果たす役割	・県 H25 ・内容の適正化
	1-23	第1 平常時から実施する事項	第1 平常時から実施する事項	• 四台//画正仁
		①防災に関する知識の習得	①防災に関する知識の習得	
		②災害教訓の伝承	②災害教訓の伝承	
		③地域固有の災害特性の理解及び認識	③地域固有の災害特性の理解及び認識	
		④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策	④家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策	
		⑤家屋等の風水害対策	⑤家屋等の風水害対策	
		⑥ブロック塀等の改修及び生垣化	⑥ブロック塀等の改修及び生垣化	
		⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 (消火器、ガスのマ	⑦火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置	
		イコンメーター、感震ブレーカーの設置)		
		⑧避難場所及び避難路の確認	⑧避難場所及び避難路の確認	
		⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定	⑨災害時の家庭内の連絡体制の決定	
		⑩3日分 <u>(推奨1週間)</u> の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレット	⑩3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活	
		ペーパー等生活必需品等の備蓄	必需品等の備蓄	
		⑪非常用持出品(非常用食品、救急セット、お薬手帳、懐中電灯、	⑪非常用持出品(救急箱 、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備	
		ラジオ、乾電池等)の準備		
		⑫自主防災組織への参加		
		3 各種防災訓練や地域活動への参加	⊕各種防災訓練の参加	
		④家庭での防災総点検の実施		
16	新	第2 発災時に実施すべき事項	第2 発災時に実施すべき事項	•県H25
	1-24	①自らの身の安全の確保	①自らの身の安全の確保	
		②正確な情報の把握及び伝達	②正確な情報の把握及び伝達	
		③出火防止措置及び初期消火の実施	③出火防止措置及び初期消火の実施	
		④家族の安否確認	④家族の安否確認	
		⑤適切な避難の実施、避難所でのゆずりあい	⑤適切な避難の実施	
		⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力	⑥組織的な応急復旧活動への参加及び協力	
		⑦風評に乗らず、風評を広めない		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
17	新	第2節 自主防災組織の果たす役割	第2節 自主防災組織の果たす役割	•県H25
	1-25	第2 発災時に実施すべき事項	第2 発災時に実施すべき事項	
		①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整	①対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整	
		②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡	②火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関への連絡	
		③人員の確認及び地域住民の避難誘導	③人員の確認及び地域住民の避難誘導	
		④避難行動要支援者の保護及び安全確保	④ 災害時要援護者 の保護及び安全確保	
		⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携	⑤負傷者の応急救護及び医療機関との連携	
		⑥避難所開設への協力	⑥避難所開設への協力	
		⑦避難所運営活動の実施(炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)	⑦避難所運営一の積極的な協力	
		⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報	⑧被害状況及び災害情報の収集・報告・広報	
		⑨救援物資の受入れ及び配分	⑨救援物資の受入れ及び配分	
		⑩食料及び飲料水の調達及び配分	⑩食料及び飲料水の調達及び配分	
		⑪防災資機材の活用	⑪防災資機材の活用	
18	新	第4章 川越市の防災環境	第4章 川越市の防災環境	・内容の適正化
	1-34	第1節 自然環境の特性	第1節 自然環境の特性	
		第3 活断層	第3 活断層	
		越生断層帯	関東平野北西線。 斯層帯地震。 立川断層帯地震。 東京湾北部地震。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
19	新	第4 河川	第4 河川	・内容の適正化
	1-35	本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河	本市域を流れる河川は荒川水系に属し、荒川、入間川等の一級河川	
		川(10河川)、天の川等の準用河川(<u>4 河川</u>)その他普通河川、都	(10 河川)、天の川等の準用河川(3 河川)その他普通河川、都市	
		市下水路等である。	下水路等である。	
		主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により	主要河川等の改修は、かなり進んでいるが、市街化の拡大により中	
		中小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円	小河川が都市型河川化したことから、豪雨時に流域内の雨水が円滑	
		滑に流下できず所々で浸水の被害が発生している。	に流下できず所々で浸水の被害が発生している。	
		また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路(2路)、普	また、本市の管理河川は準用河川の外に都市下水路(2路)、普通	
		通河川(<u>2,451河川</u>)があり、管理延長は <u>838km</u> となっている。	河川(2,452河川)があり、管理延長は 843km となっている。	
		河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図って	河川改修は幹線河川を優先とし緊急性を勘案して整備を図ってい	
		いる。	る。	
		■主要河川の概要	■主要河川の概要	
		名称 等級 市内上流端 市内下流端 路距離 管理者	名称 等級 市内上流端 市内下流端 市内流路 野曜 (km) 管理者	
			荒川 1 級河川 中老袋 古谷本郷 6.3 国土交通省 入間川 1 級河川 増形 古谷本郷 19.0 国土交通省・埼玉県	
		入間川 一級河川 増形 古谷本郷 19.0 国土交通省・埼玉県 越辺川 一級河川 福田 府川 2.0 国土交通省	越辺 1 級河 福田 府 2.0 国土交通省 小 1 級河 笠幡 福田 10.3 国土交通省・埼玉県	
		小畔川 一級河川 笠幡 福田 10.3 国土交通省・埼玉県 南小畔川 一級河川 笠幡 3.4 埼玉県	南小畔川 1 級河川 笠幡 笠幡 3.4 埼玉県 新河岸川 1 級河川 上野田 渋井 11.7 埼玉県	
		新河岸川 一級河川 上野田 渋井 11.7 埼玉県	不老川 1級河川 今福 砂 4.6 埼玉県	
		不老川 一級河川 今福 砂 4.6 埼玉県 九十川 一級河川 古谷上 木野目 4.4 埼玉県	九十川 1級河川 古谷上 木野目 4.4 埼玉県 びん沼川 1級河川 古谷本郷 萱沼 2.7 埼玉県	
		びん沼川 一級河川 古谷本郷 萱沼 2.7 埼玉県	新河岸川放水路 1級河川 渋井 渋井 0.7 埼玉県	
		新河岸川放水路 一級河川 渋井 0.7 埼玉県 天の川 準用河川 天沼新田 下小坂 3.8 川越市	天の川 準用河川 天沼新田 下小坂 3.8 川越市 古川 準用河川 上寺山 府川 3.6 川越市	
		古川 準用河川 上寺山 府川 3.6 川越市	今福川 準用河川 今福 1.7 川越市	
		今福川 準用河川 今福 中台元町1丁目 1.7 川越市 久保川 準用河川 南大塚5丁目 岸町3丁目 2.5 川越市 平成 26 年度現在	出 典)「平成 14 年度 - 川越市河川台帳」	
20	新	第2節 社会環境の特性	第2節 社会環境の特性	・内容の適正化
20	1-41	本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、	本市は、今もなお昔の面影を残す歴史的な町並みの存在に加え、	
		再開発事業による駅前の整備などにより、その活気と魅力を保ちな	再開発事業による駅前の整備などにより、その活気と魅力を保ちな	
		がら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景	がら更なる発展を遂げており、現在も歴史的な町並みなど既存の景	
		観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観	観と調和した建築物の施工、街路整備、電線地中化など、都市景観	
		を尊重した街づくりを進めている。	を尊重した街づくりを進めている。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村	また、本市は、歴史的な背景から昭和30年の旧川越市と周辺9村	
		ごとのまとまりを基本に、市役所 <u>市民センター</u> 管轄によって <u>12地区</u>	ごとのまとまりを基本に、市役所市 出張所 管轄によって 11地区 に区	
		に区分されている。なかでも、本庁管内は約10万人と人口が最も多	分されている。なかでも、本庁管内は約10万人と人口が最も多い地	
		い地区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集	区になっており、また、古い町並みが多く木造家屋などが密集して	
		していることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化な	いることから、火災や地震などの災害に対応した耐震不燃化などの	
		どの防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、	防災対策が最も求められている地区である。また、高階地区は、人	
		人口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となってい	口が5万人を超え、市内で最も人口密度の高い地区となっている。	
		る。なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、	なお、南古谷地区では、近年中層マンション等の建設が進み、人口	
		人口が急激に増加している。	が急激に増加している。	
		(略)	(略)	
21	新	第5章 川越市の防災対策の基本方針	第5章 川越市の防災対策の基本方針	・県H25 ・埼玉県:新たな震
	1-63	第1節 震災対策の基本方針	第1節 震災対策の基本方針	災対策行動計画
		第2 震災対策の目標	第2 震災対策の目標	(素案)
		2.1 埼玉県の <u>減災目標</u>	2.1 埼玉県の 応急対策の目標フレーム	
			埼玉県は、最大の被害を発生させる「東京湾北部地震」の災害状	
			況を <u>□救助・医療、②避難生活、②応急復旧、④災害時要援護者の</u>	
			観点から防災関係機関等が具体的な応急対策を講じる目標フレー	
			ムとして設定している(参照「埼玉県地域防災計画 震災対策編」	
			平成23年11月、埼玉県防災会議)。	
		埼玉県では、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震	さらに、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査	
		調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地	研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、「東京湾北部地震」	
		震」をはじめとする5地震(「■想定地震の概要」)を対象に、地震	をはじめとする5地震(「■想定地震の概要」)を対象に、地震被害	
		被害想定を行っている(参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」	想定を行っている(参照「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成	
		平成25年11月、埼玉県)。 県では、地震被害想定結果を参考に、減	25年11月、埼玉県)。	
		災目標の設定及び目標達成への主な対策を明示し、被害を最小化す		
		る取組を進めるものとしている。		
		(1) 減災目標		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		埼玉県地域防災計画では、次の「3つ減災目標」を掲げている。		
		<u>減災目標②</u> <u>避難者 (1週間後)を約3万人減少させる (約50%)</u> 減災目標③ ライフラインを 60 日以内に 95%以上復旧する。		
		(2) 目標達成に向けた取組		
		県では、この目標達成に向け、地震被害想定調査の5つの想定地		
		震を対象として「新たな埼玉県震災対策行動計画(素案)」におい		
		て具体化を図っている。「3つの減災目標」の達成に特に効果的な		
		次の8つの施策を「重点施策①」として、また、大規模地震発生時		
		には、自助・共助が重要であることから、防災の原点である自助・		
		共助の強化を「重点施策②」としている。		
		【重点施策①】_		
		・住宅の耐震化		
		・家具の固定		
		・感震ブレーカーの普及		
		・防火・準防火地域の指定		
		・消防団員の確保		
		・自主防災組織の育成		
		・応急危険度判定士の養成		
		・ライフラインの早期復旧		
		【重点施策②】		
		・自助の「3つの取組」		
		・自主防災組織の活性化		
22	新	2.2 本市の目標フレーム	2.2 本市の応急対策の目標フレーム	・内容の適正化
	1-64	(略)	(略)	
		本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとお	本市が対策の目標とする各想定地震の震災規模は、次に示すとおり	
		りであり、具体的な減災目標を検討していくものとする。	で ある。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠•理由
23	新	第2節 風水害対策の基本方針	第2節 風水害対策の基本方針	・内容の適正化
	1-68	第1 計画の目的	第1 計画の目的	
		風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、	風水害とは、台風・低気圧・竜巻等がもたらす強風による災害と、	
		台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。 なお、本計	台風・集中豪雨等による水害とを総称したものである。	
		画では、同じ自然災害である積雪による災害についても風水害とし	(略)	
		で取り扱うものとする。		
		(略)		IB NOT
24	新	第3節 事故災害対策の基本方針	第3節 事故災害対策の基本方針	・県H25
	1-70	第1 大規模事故災害の選定	第1 大規模事故災害の選定	
		■本市に係る大規模事故災害の選定(抜粋)	■本市に係る大規模事故災害の選定(抜粋)	
		核燃料物質使用許可事業所 における事故 市内に該当する事業所はない。 × –	核燃料物質使用許可事業所 における事故 市内に該当する事業所はない。 × ー	
		放射性物質 及び原子力 輸送事故 市内を通る関越自動車道、圏央道 により核燃料物質が運ばれる。 本編で事故災害として取り扱 う。	放射性物質 輸送事故 市内を通る関越自動車道、圏央道 本編で事故災害として取り扱 により核燃料物質が運ばれる。 本編で事故災害として取り扱 う。	
		<u>発電所</u> 事故災害 市域外の原子力事故 発生が考えられる。 ○ 本編で事故災害として取り扱う。	事故災害 市域外の原子力事故 発生が考えられる。 本編で事故災害として取り扱う。	
		人工衛星の落下 発生する可能性はほとんどない。 × -	人工衛星の落下 発生する可能性はほとんどない。 × -	
		電気通信 電気通信設備の被災 電気通信設備の被災 るが、各事業者の対応業務である。 る。 る。 で対応可能 る。 で対応可能 る。	(新規)	
		電力施設 災害 電力施設の被災 電力施設の被害は想定されるが、 を事業者の対応業務である。	00075	
		ボス施設災 ガス施設の被災 事業者の対応業務である。		
25	新	第2編 震災対策計画	第2編 震災対策計画	・県H25
	2-4	第1章 震災予防計画	第1章 震災予防計画	
		第1節 震災に強い都市環境の整備	第1節 震災に強い都市環境の整備	
		第1 計画的なまちづくりの推進	第1 計画的なまちづくりの推進	
		1.1 防災的土地利用計画の推進	1.1 防災的土地利用計画の推進	
		(1) 防災都市づくりの基本方針	(1) 防災都市づくりの基本方針	
		②防災面に配慮した適正な土地利用の推進	②土地利用の適正化	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくり	防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくり	
		を推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を <u>推進する</u> 。	を推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。	
		□土地利用の規制・誘導	□土地利用の規制・誘導	
		国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を	国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基	
		踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの	本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画	
		個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることによ	法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な 規制 を 行う	
		り、 <u>災害</u> に強い安全なまちづくりを <u>進める</u> 。	ことにより、 地震 に強い安全なまちづくりを 誘導する 。	
		□土地情報の整備	□土地情報の整備	
		適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変	適正な土地利用 により、自然と共生した防災対策 を推進するた	
		遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。	め、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地	
			情報を整備する。	
26	新	(2) 市街地の整備等	(2) 市街地の整備等	•県H25
	2-6	④地籍調査の推進	④地籍調査の推進	
		災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の <u>所有者や</u>	各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、 災害発生時に迅	
		<u>境界等</u> を明確にする地籍調査を引き続き推進する。	速な復旧・復興対策を行うため、 錯そうしている 土地の 権利関係 を	
			明確にする地籍調査を、今後とも引き続き推進する。	
27	新	(3) 不燃化等の促進	(3) 不燃化等の促進	•県H25
	2-6	市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性	市街地において木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性	
		が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。	が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。	
		市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく		
		「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、不燃性・難燃性		
		の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。		
		①防火・準防火地域の指定	①防火・準防火地域の指定	
		市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高	市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく	
		い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。	「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、不燃性・難燃性	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を	の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。建物が密	
		中心に、地域の状況を勘案して定める。	集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、居	
			住環境整備事業等により、火災に強いまちづくりを進める。	
28	新	1.2 地盤災害の予防	1.2 地盤災害の予防	・ 内容の適正化
	2-7	【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、開発指導課】	【防災危機管理課、都市計画課、建築指導課、	
			開発指導課 、道路建設課 】	
		(1) 液状化危険地域の予防対策	(1) 液状化危険地域の予防対策	
		①液状化現象の調査研究及び公表	①液状化現象の調査研究	
		(略)	(略)	
		なお、市は、液状化ハザードマップ等を市民に公表している。		
29	新	(3) 造成地の予防対策	(3) 造成地の予防対策	•県H25
	2-8	①災害防止に関する指導等	①災害防止に関する指導等	
		市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されてい	造成地に発生する災害の防止は、 都市計画法及び建築基準法にお	
		る宅地造成地開発許可、建築確認等の審査 <u>並びに</u> 当該工事の施工に	いてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審	
		対する指導、監督を通じて造成地における災害防止のための指導を	査 及び 当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。	
		<u>行う。</u>	また、造成後は 巡視等により違法開発行為の取り締まり、 梅雨期	
		また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意 <u>喚起</u> を実施す	や台風の巡視強化及び注意 の呼びかけ を実施する。	
		る。		
		②指導基準	②指導基準	
		宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改	
		良を行う。	良を行う。	
		湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自	湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自	
		身による防災措置(不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等)	身による防災措置(不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等)	
		を促進する。	の実施を指導する。	
30		(削除)	(5) 土地利用の適正化	・内容の適正化(重 複)
			本市は各種調査の結果を踏まえ、都市計画法をはじめとする各種	192/
			法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
31	新	1.3 防災空間の確保	1.3 防災空間の確保	・ 内容の適正化
	2-9	(1) 都市公園の整備	(1) 都市公園の整備	
		(略)	(略)	
		本市の都市公園は、 <u>平成26年3月31日現在</u> で、 <u>298か所</u> 、 <u>約161ha</u>	本市の都市公園は、 平成25年3月31日現在 で、 295か所、約160ha	
		が整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例	が整備され、市民一人当たりの都市公園面積は川越市都市公園条例	
		が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した	が示す標準を下回っており、少子高齢化などの社会情勢に即応した	
		公園整備がますます求められている。	公園整備がますます求められている。	
		(略)	(略)	
		■本市の公園の現状値	■本市の公園の現状値	
		項目 内容	項目 内容	
		都市公園数 (箇所) 298 都市公園面積 (ha) 約 161	都市公園数 (箇所) 295 都市公園面積 (ha) 約 160	
		市民一人当たり都市公園面積 (m²/人) 4.63	市民一人当たり都市公園面積(m^2 /人) 4.49	
32	新	第2 都市施設の安全対策	第2 都市施設の安全対策	・ 内容の適正化
	2-11	2.1 建築物の耐震化	2.1 建築物の耐震化	
		平成17年11月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「建築物	平成17年11月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「耐震改	
		の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐震改修促進法」という。)」	修促進法」が改正され、平成18年1月26日に施行された。埼玉県に	
		が改正され、平成18年1月26日に施行された。川越市では、平成21	おいても、平成19年3月「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定	
		年3月に「川越市建築物耐震改修促進計画」を策定している。	tht.	
		(略)	(-(-)	
	مرمل <i>ـ</i>	(A) A) II 7th blod I = rel CE II	(略)	・耐震改修促進法改
33	新	(1) 公共建築物の耐震化	(1) 公共建築物の耐震化	正
	2-12	①旧耐震基準により建築された公共建築物	①旧耐震基準により建築された公共建築物	
		本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等としているようない。なるのが特別に対け、大手悪いない。	本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用をよるかが、名くの7世常性が特別したで変更が	
		て利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用されるストル・ディーは一般に対象がある。	て利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。 は、これに関係がある。 は、これに関係が、これに関係がある。 は、これに関係がある。 は、これに関係がある。 は、これに関係がある。 は、これに関係がある。 は、これに関係が、	
		れる。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持で	れる。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持で	
		きるように、計画的 <u>に耐震化を推進する。</u>	きるように、計画的 な耐震診断の実施や 耐震化 に努めるものとす	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		なお、次の建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診	3.	
		断の実施及びその結果の公表が義務付けられている。	なお、 防災活動の拠点となる施設、災害時要援護者が利用する施	
		・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物	<u> 設及び耐震改修促進法第6条に規定された特定建築物については、</u>	
		・学校、要配慮者が利用する大規模建築物	「川越市建築物耐震改修促進計画」において、具体的な目標等を定	
		・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場、処理場	めた上で優先的に耐震化を促進する。	
		・県及び市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物		
		・県が指定する避難所等の防災拠点建築物		
34	新	(2) 一般建築物の耐震化	(2) 一般建築物の耐震化	•県H25
	2-13	①耐震化促進対策	①耐震化促進対策	
		(略)	(略)	
		□緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握及び耐震化の支援等	_(新規)_	
		市は、県が行う次の対策に協力する。		
		・震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路		
		を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。		
		・また、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要		
		と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改		
		修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、		
		助言又は勧告を行う。		
		(略)		
		②高層建築物等の防災対策		
		市は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務付		
		けている高層建築物の建築にあたって、震災における安全性を確保		
		するための措置に関する計画(防災計画)の内容について必要な指		
		<u>導又は助言を行う。</u>		
		③空き家等の実態把握		
		市は、「川越市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空		
		き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認		

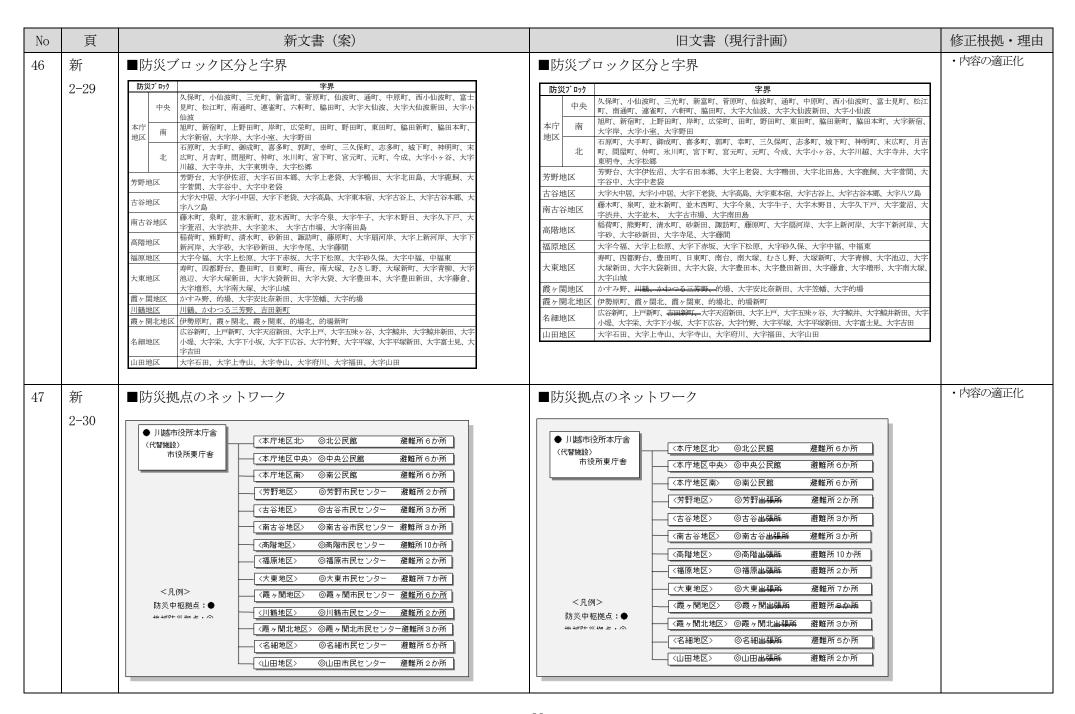
No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対し		
		て指導、助言又は勧告を行う。		
35	_	(移動)	(4) 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備	・記載場所の変更
			被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震によ	
			り被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などに	
			よる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することに	
			より、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。	
			①被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備	
			本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のた	
			めの判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行	
			い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市	
			町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災	
			建築物応急危険度判定体制の整備を図る。	
			②被災宅地危険度判定に係る体制の整備	
			本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に	
			被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによ	
			り、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災	
			宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定	
			士を確保するものとする。	
36	新	2.2 道路、交通施設の安全対策	2.2 道路、交通施設の安全対策	・内容の適正化
	2-15	(1) 安全な道路の整備	(1) 安全な道路の整備	
		②安全化対策工事	②安全化対策工事	
		道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速	道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速	
		やかに対策を講じる。	やかに対策 工事を行う。	
37	新	2.5 倒壊物、落下物等の安全対策	2.5 倒壊物、落下物等の安全対策	•県H25
	2-18	(2) 落下物等対策	(2) 落下物等対策	
		落下物に対しては、次に示す対策を実施する。	落下物に対しては、次に示す対策を実施する。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		○落下物調査の実施指導	○落下物調査の実施指導	
		繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は	繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物の所有者又は	
		管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。	管理者に対し、落下物調査の実施の指導に努める。	
		○落下物防止に関する普及・啓発	○落下物防止に関する普及・啓発	
		建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物	建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス及び看板等の落下物	
		防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について	防止対策の重要性について普及・啓発を行う。	
		普及・啓発を行う。		
		○改修等の指導	○改修等の指導	
		落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理	落下物発生のおそれのある建築物について、その所有者又は管理	
		者に対し、改修を指導する。	者に対し、改修を指導する。	
		○屋外広告物等の規制	○屋外広告物等の規制	
		屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可	屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可	
		申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。	申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。	
		○緊急輸送道路沿道等における落下対象物の把握及び落下防止の		
		指導等		
		市は、県が行う緊急輸送道路に面する落下対象物の地震に対する		
		安全性に関する実態の把握に協力する。また、落下対象物の地震に		
		対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は		
		管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。		
38	新	(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策	(新規)	•県H25
	2-19	市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震		
		災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、		
		簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。		
39	新	2.6 ライフライン施設の安全対策	2.6 ライフライン施設の安全対策	・県H25
	2-19	市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信など	市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信など	
		のライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応	のライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応	
		急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要で	急対策を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要で	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		あり欠かすことはできない。	あり欠かすことはできない。	
		このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従	このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来	
		来から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化	から施設の耐震化を推進しており、今後もより一層の施設の強化を	
		を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、 <u>バックア</u>	図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、早期復旧に	
		<u>ップ機能の確保、</u> 早期復旧に向けた相互協力関係の充実 <u>等</u> に努め	向けた相互協力関係の充実に努める。	
		る。		
40	新	(2) 下水道施設の安全対策	(2) 下水道施設の安全対策	・県H25
	2-21	下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や	下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や	
		低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した	低地に建設されることの多いポンプ場等があり、必ずしも安定した	
		地盤に建設されるわけではない。そのため、液状化による被害等、	地盤に建設されるわけではない。そのため、地震被害が発生すると	
		地震被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。し	復旧に長期間を要することが考えられる。しかし、施設全体を安全	
		かし、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いが、適切な	な構造とすることは不可能に近いが、適切な工法を採用し耐震性の	
		工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限にくい止める必要	向上に努め、被害を最小限にくい止める必要がある。また、停電、	
		がある。また、停電、断水等を考慮して非常用設備等の対策が必要	断水等を考慮して非常用設備等の対策が必要である。	
		である。	そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保す	
		そのため、本市は、地震に対しても最低限有すべき機能を確保す	るための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定	
		るための対策を緊急かつ重点的に推進するため、耐震化計画の策定	に努める。	
		に努める。		
		①耐震性の向上	①耐震性の向上	
		中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行	中継ポンプ場の耐震診断を実施するとともに耐震補強工事を行	
		う。 <u>また、電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備える。ポン</u>	う。	
		プ場の建設にあたっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災		
		害に備えるものとする。		
		さらに、管きょ等は耐震施工と老朽管きょの計画的な更新により	また、 管きょ等は耐震施工と老朽管きょの計画的な更新により耐	
		耐震性の向上を図る。	震性の向上を図る。	
41	新	(5) 電気施設の安全対策	(5) 電気施設の安全対策	・内容の適正化
	2-23	□平常時の対策	□平常時の対策	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		○広報活動	○広報活動	
		平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域	平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域	
		等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるもの	等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるもの	
		とする。	とする。	
		・無断昇柱、無断工事をしないこと	・無断昇柱、無断工事をしないこと	
		・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、	・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、	
		速やかに当社事業所に連絡すること	速やかに当社事業所に連絡すること	
		・断線垂下している電線には絶対さわらないこと	・断線垂下している電線には絶対さわらないこと	
		・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため	・浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線電気器具等は危険なため	
		使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで	使用しないこと、また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで	
		使用すること	使用すること	
		・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること (感	・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること	
		震ブレーカーの普及促進)	•警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜	
		•警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜	くこと	
		くこと	・地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜	
			<=	
		・その他事故防止のため留意すべき事項	・その他事故防止のため留意すべき事項	
42	新	(7) ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定	(新規)	•県H25
	2-24	ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(災害対策本部が設		
		置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施		
		設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。		
43	新	(8) エネルギーの確保	(新規)	•県H25
	2-24	市は、自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等に		
		より、電力供給の安定化に向けた取組を促進する。		L.L. M.
44	新	第3 防災拠点の整備	第3 防災拠点の整備	・内容の適正化
	2-28	3.1 防災拠点のネットワーク化	3.1 防災拠点のネットワーク化	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定	(3) 防災ブロック、地域防災拠点の設定	
		市内を <u>12地区</u> に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災	市内を 11地区 に分け、地区ごとに応急復旧対策の拠点となる防災	
		拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにす	拠点を設置し、防災中枢拠点の機能をバックアップできるようにす	
		る。	る。	
		地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館と	地域防災拠点は、本庁地区については中央・南・北の各公民館と	
		し、その他の地区については地区ごとに設置している <u>市民センター</u>	し、その他の地区については地区ごとに設置している 市の出張所 と	
		とする。	する。	
45	新	(4) <u>指定避難所</u> 、 <u>指定緊急避難場所</u> 及び広域避難場所の <u>指定</u>	(4) 避難所、避難場所 及び広域避難場所の 設定	・災対法改正 ・県 H25
	2-28	指定避難所は、学校の体育館などの屋内施設で、長期間にわたり	避難施設については、 学校の体育館などの屋内施設で、長期間に	• 県元3
		避難生活が可能な施設を指定する。指定緊急避難場所は、学校の校	わたり避難生活が可能な施設を 避難所とし、 学校の校庭や公園など	
		庭や公園などの屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を	の屋外施設で、避難所へ避難する際に一時的に安全を確認したり、	
		確認したり、地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなど	地域の防災活動の拠点としてのオープンスペースなどの施設を 避	
		の施設を指定する。なお、指定緊急避難場所は、異常な現象の種類	難場所とした。	
		ごとに指定するものとし、本市においては早急に検討する必要があ		
		<u>る。</u>		
		指定避難所及び指定緊急避難場所の指定にあたっては、原則とし	避難所及び避難場所は、 原則として 13 の防災ブロックごとにグル	
		て14の防災ブロックごとにグループ分けをする。特に、本庁地区に	ープ分けをする。特に、本庁地区については人口の密集度などを考	
		ついては人口の密集度などを考慮して地域を3つに分け、それぞれ	慮して地域を3つに分け、それぞれ中央ブロック、南ブロック及び	
		中央ブロック、南ブロック及び北ブロックとした。	北ブロックとした。	
		(略)	(略)	
		《参考》 ◆「 <u>指定避難所」、「指定緊急避難場所」</u> について 屋内施設で長期的な避難も可能な施設 <u>が指定避難所、</u> 屋外施設 で一時的に集合し安全の確認等を行う <u>場所が指定緊急避難場所</u> である。	《参考》 ◆「避難所」、「避難場所」について 一般的に避難所や避難場所について明確な区分はないが、本計 画では、屋内施設で長期的な避難も可能な施設を 避難所 、屋外施設で一時的に集合し安全の確認等を行う 施設を避難場所とした。	



No	頁		新文書(案)			旧文書(現行	· 行計画)	修正根拠・理由
48	新	3.2 防災拠	l点施設の整備		3.2 防災排	処点施設の整備		• 県 H25
	2-31	地震災害時	地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必			寺の応急対策を円滑に実	産施するためには、応急対策に必	・内容の適正化
		要となる機能	要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが			能ができる限り防災拠点	施設に集約されていることが	
		重要であり	重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要			物・人・情報の複合的	な整備を進めていくことが必要	
		,	、ライフラインの長期途絶に	. – –	である。	12 / 16 th 12 18 11 11.	3. 正備ととり(・ くここが 石文	
					(略)			
			料の確保等を進めるととに、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(四合)			
			1等の導入により、災害に強く					
		分散型のエネ	ベルギー供給体制の構築を検討	<u>討する。</u>				
		(略)						
		■本市の各種	10000000000000000000000000000000000000		■本市の各種	重防災拠点		
		拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	
		防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は市役所東庁舎を本部の代替設置施設とする。		防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設 置する。本庁舎が被災した場合は市役 所東庁舎を本部の代替設置施設とす る。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への 指示・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整	
		地域防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区:中央公民館 ・本庁南地区:南公民館 ・本庁・南地区:北公民館 ○市民センター管内 ・各市民センター管内:各市民センター	・防災中枢拠点との連携・各地区の応急対策の拠点・食料等の備蓄	地城防災拠点	地域防災拠点は以下の通り。 ○本庁管内 ・本庁中央地区:中央公民館 ・本庁 市 地区:南公民館 ・本庁 北 地区:北公民館 ○出張所管内 ・各出張所管内:各出張所	・防災中枢拠点との連携・各地区の応急対策の拠点・食料等の備蓄	
		消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川越運動 公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護 活動等の活動の拠点	消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入れ拠点は川 越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等 の活動の拠点	
			消防団拠点:各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠		消防団拠点:各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点	
		自衛隊活動拠点	・川越(水上)公園	点 ・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基	自衛隊活動拠点	・川越(水上)公園 ・川越運動公園	・自衛隊の宿営場所、臨時ヘリポート基地	
		避難拠点	・川越運動公園	・長期避難施設として飲料水、食料等の	避難拠点	避難所 : 63か所 (p2-36~参照)	長期避難施設として飲料水、食料等の配給の 拠点	
		姓無拠点	<u>指定</u> 避難所 : 63か所 (p2-38~参照)	配給の拠点		避難場所: 103か所 (p2-38~参照)	・一時的な避難拠点	
		de Martin In	指定緊急避難場所:103か所(p2-40~参照)	・一時的な避難拠点	物資拠点	災害備蓄庫:14か所 物資の集積場及び中継基地は以下	・非常用物資の備蓄	
		物資拠点	災害備蓄庫:14か所 物資の集積場及び中継基地は以下の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方卸売市場 ・川越市なぐわし公園	非常用物資の備蓄指定避難所への物資の供給拠点		物質の集積/網及の中継差地は以下 の通り。 ・川越運動公園総合体育館 ・埼玉川越総合地方旬売市場 ・川越市なぐわし公園	・避難所への物資の供給拠点	
		医療拠点	・救急病院	・傷病者に対する医療拠点	医療拠点	・救急病院	・傷病人に対する医療拠点	
		災害(対策)活動 拠点	· 排水機場 · 浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点	災害(対策)活動 拠点	・排水機場 ・浄水場、受水場	・水防、給水等の災害対策の活動拠点	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
49	新	第4 安全避難の確保	第4 安全避難の確保	内容の適正化
	2-35	4.1 避難計画の策定	4.1 避難計画の策定	
		(2) 避難支援全体計画	(2) 避難支援 プランの作成	
		避難行動要支援者の避難支援全体計画は、市全体の避難行動要支	災害時要援護者の避難支援プランは、市の災害時要援護者支援に	
		<u>援者の支援についてまとめたものであり、その中で避難行動要支援</u>	係る全体的な考え方をまとめた全体計画と災害時要援護者一人ひ	
		者一人ひとりに対する避難支援の方法を個別計画としている(「本	とりに対する個別計画(名簿・台帳)で構成する。	
		章 第3節 『第4 要配慮者の安全確保』参照)。		
		 避難支援全体計画の作成 	① 避難支援 プラン 全体計画の作成	
		市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が	市民の迅速・円滑な避難を実現するため、また、独自での避難が	
		困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の避難行動要支援	困難又は避難に時間を要する高齢者や障害者等の 災害時要援護者	
		者の避難活動を支援するため、庁内外の避難行動要支援者避難支援	の避難活動を支援するため、庁内外の災害時要援護者避難支援に関	
		に関する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体	する取り組み等の状況を把握し、あるべき避難支援計画の全体イメ	
		イメージを整理する。	ージを整理する。	
		② 個別計画作成の支援	② 避難支援プラン 個別計画作成の支援	
		全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部	全体計画に基づき、自助・共助・公助の役割の位置付け、防災部	
		局と福祉部局における役割分担、「 <u>避難行動要支援者</u> 支援班」の設	局と福祉部局における役割分担、「 要援護者 支援班」の設置などに	
		置などについて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要	ついて整理し、高齢者や障害者等、避難行動に支援を必要とする兴	
		とする <u>避難行動要支援者の</u> 個別計画の作成について、民生委員・児	害時要援護者の避難支援プラン 個別計画の作成について、民生委	
		童委員等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会等へ	員・児童委員等の協力を得ながら避難支援の実施主体となる自治会	
		の支援を行う。	及び自主防災組織等への支援を行う。	
50	新	(3) 避難所運営組織の設置	(新規)	• 事例
	2-35	避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行え		
		るよう、平常時から指定避難所ごとに避難所運営体制を整備し、避		
		難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を実施する。		
		避難所運営体制は、市職員及び施設管理者のサポートを基に、各		

No	頁	新文書 (案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		指定避難所に主に避難する自主防災組織等で構成する。避難所の運		
		営に関して、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからな		
		いよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織とする。		
		なお、構成員については、女性の参画促進に努める。		
51	新	(4) 避難所運営マニュアルの整備	(3) 避難所運営マニュアルの整備	・内容の適正化
	2-35	円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、	円滑に避難所の運営ができるように、予め避難所の開設、運営、	
		閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。	閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを整備する。	
			なお、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、被災者に過度	
			の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治	
			的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立	
			ち上げを支援する。	
		また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要が	また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する必要が	
		あることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。	あることから、マニュアルを整備する際は、女性の参画を推進する。	
52	_	(移動)	(5) 公立学校等の避難計画	・記載場所の変更
			公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、	
			安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、各学校等	
			の実態に即した避難計画を作成し、適切な避難対策を定め、定期的	
			に同計画の整備点検を行うものとする。	
53	新	(6) メンタルケア実施体制の整備	(新規)	•県H25
	2-36	市は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメン		
		タルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、		
		福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。		
54	新	4.2 避難拠点の整備	4.2 避難拠点の整備	・災対法改正 ・県 H25
	2-37	(1) 指定避難所の指定	(1) 避難所の整備	>\\TIEO
		(略)	(略)	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
55	新	(2) 指定緊急避難場所の指定	(2) 避難場所の整備	・災対法改正 ・県H25
	2-40	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れ	避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、	- ht UZ3
		<u>るため、</u> 避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の	集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭(屋外運動場)等を	
		確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭(屋外運動場)	利用して 避難場所 として指定する。	
		等を利用して <u>指定緊急避難場所</u> として <u>異常な現象の種類ごとに</u> 指		
		定する。		
		<u>指定緊急避難場所</u> は、おおむね次の基準により指定、整備する。	避難場所 は、おおむね次の基準により指定、整備する。	
		□指定緊急避難場所の要件	□指定緊急避難場所の要件	
		(略)	(略)	
		注)指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。		
56	新	第2節 震災に強い防災体制の整備	第2節 震災に強い防災体制の整備	・県H25
	2-51	第 1 災害活動体制の整備	第 1 災害活動体制の整備	
		1.1 職員の初動体制の整備	1.1 職員の初動体制の整備	
		(3) 業務継続計画 (BCP) の策定及び推進	(新規)	
		市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続す		
		るために業務継続計画を策定する。さらに計画に基づく対策を実践		
		するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続		
		的な取組を実施する。		
57	新	(4) 情報システムやデータバックアップ対策	(新規)	•県H25
	2-51	市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時における		
		システム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備する		
		とともに、データバックアップの実施を徹底する。		//
58	新	1.4 広域応援協力体制の充実	1.4 広域応援協力体制の充実	・災害協定
	2-56	■災害時における応援協定(事業者) (抜粋)	■災害時における応援協定(事業者)	
			(新規)	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(株) J C N 関東 防災情報等の放送に関する協定 H25.8.26 災害時等におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等を選 資料 1.37 生活協同組合コープみらい。 災害時における広急生活物資供給等の協力に関する協定 担5.8.30 災害時における広急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供 資料 1.38 (株) 伊藤園 災害時における飲料水の提供に関する協定 担5.1128 災害時における飲料水の提供の協力力 資料 1.39 場工群祭業協同組合連合主会会 災害時における整祭協力等に関する協定 投給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力 資料 1.40		
59	新	第2 災害情報収集・伝達体制の整備	第2 災害情報収集・伝達体制の整備	・県H25
	2-61	2.2 被害情報の早期収集体制の整備	2.2 被害情報の早期収集体制の整備	
		(2) 情報統括責任者の選任	(新規)	
		市は、災害情報を一元的に集約し、県や関係機関へ報告するため、		
		情報統括責任者を選任し、情報の集約・報告体制を整備する。		
60	新	(3) 情報の一元管理・共有化	(新規)	・防災対策推進検討 会議最終報告(中
	2-61	市は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信		央防災会議防災対
		した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化		策推進検討会 議, H24. 7)
		が図れるよう体制を整備する。		pgxg 112 1. 1/
61	新	(4) 情報処理分析体制の整備	(新規)	•県H25
	2-61	①災害情報データベースの整備		
		市は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害		
		時に活用できるよう災害情報のデータベース化に努める。		
		災害情報のデータベスには、地形、地質、災害履歴、建築物、道		
		路、鉄道、ライフライン、指定避難所、指定緊急避難場所、防災施		
		<u>設等のデータの整備に努める。</u>		
		②災害情報シミュレーションシステムの整備		
		市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、避難、救助救		
		急、復旧に関するシミュレーションシステムの整備に努める。		
		③人材の育成等		
		市は、収集した情報を的確に分析するため、人材の育成を図ると		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		ともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう体制を整備す		
		<u>3.</u>		
62	新	2.3 通信施設の整備	2.3 通信施設の整備	・内容の適正化
	2-63	(2) 電話通信設備の整備	(2) 電話通信設備の整備	
		本市は、NTT東日本一般有線電話のふくそう又は通話不能の場	本市は、NTT東日本一般有線電話のふくそう又は通話不能の場	
		合でも優先的に通話ができるように、既設の電話番号をNTTに	合でも優先的に通話ができるように、既設の電話番号をNTTに	
		「災害時優先電話」として登録 <u>している。</u> 災害時に効率的な運用を	「災害時優先電話」として登録 おり、 災害時に は 効率的な運用を <mark>図</mark>	
		図るため、平常時から災害時優先電話の設置場所を確認するととも	*************************************	
		に、登録番号については関係機関等との共有を図る。ただし、災害		
		時において有効に使用するため、登録番号は公表しないものとす		
		<u>る。</u>		
63	新	(3) その他の情報通信設備の整備	(3) その他の情報通信設備の整備	・内容の適正化
	2-63	(略)	(略)	
		○情報発信・広報に活用する機器	○情報発信・広報に活用する機器	
		同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール	同報通信機能を有するファクシミリ通信	
		(緊急速報メール)、防災情報メール		
64	新	第3 非常用物資の備蓄	第3 非常用物資の備蓄	・内容の適正化
	2-67	3.2 食料供給体制の整備	3.2 食料供給体制の整備	
		地震災害時は、平常時には予測できない市場・流通の混乱、物資	地震災害時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の	
		の入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程	入手難が予想されるため、道路の混乱が収まり流通機構がある程度	
		度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間(発災	回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間(発災後	
		後おおむね3日間)の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分	おおむね3日間)の食料の備蓄は、市、市民及び埼玉県が各々分担	
		担して備蓄する。	して備蓄する。	
		そのため、市は、平常時から備蓄必要量の把握と <u>計画的な</u> 備蓄を	そのため、市は、平常時から備蓄必要量の把握と 1日分の 備蓄を	
		行うとともに、 <u>3日目</u> 以降の調達のため、業者と調達協定の締結等	行うとともに、 2日目 以降の調達のため、業者と調達協定の締結等	
		を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄	を行うとともに緊急調達可能量の一覧表を作成し、適切な市の備蓄	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠•理由
		を確保するものとする。	を確保するものとする。	
		本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。	本市の食料供給体制の整備は、以下の方策をもって推進する。	
65	新	(1) 食料の備蓄	(1) 食料の備蓄	・県 H25 ・備蓄計画の再検討
	2-67	①埼玉県の備蓄計画		
		埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」に		
		よるピーク時避難人口に基づき、埼玉県と市町村がそれぞれ1.5日		
		分(3日分)以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ3日		
		分以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県で1日分以上備蓄するもの		
		としている。_		
		②備蓄量の推定	金備蓄量の推定	
		県の備蓄計画に基づき、市は、避難住民用として2日分、災害救	事前に1月分の物資を備蓄しておき、2月目以降については、民	
		助従事者用として3日分を備蓄しておく。	間業者から連やかに調達することとし、状況により埼玉県等に応援	
		必要な備蓄量について、以下の方法で推定する。	を要請する。	
		□市の備蓄計画	なお、量及び品目が不足するときには、救援物資として広く援助	
		供給対象者 埼玉県 川越市 住民	を求める。	
		避難住民 1.5 日分 2 日分 3 日分 (推奨 1 週間) 災害救助従事者 3 日分 3 日分 二	必要な備蓄量を求めるためには、以下のような方法で定めてい	
			<.	
		□『関東平野北西縁断層帯地震』における市域の避難者数		
		発災後1日後の避難者数:18,006人		
		・帰宅困難者数:47,399人		
		出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月、埼玉県		
		口以两么供来具の状穴	口以而为供来具の批合	
		□必要な備蓄量の推定	□必要な備蓄量の推定	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		供給対象者 川越市 必要な備蓄数 避難住民 2日分 18,006 人×3食×2日=108,036 食 災害救助従事者 3日分 1,800 人*×3食×3日=16,200 食 合計 二 124,236 食 ※災害救助従事者数については、避難住民数に対して1割と想定する。	の備著目標 (「関東平野北西緑斯層帯地震」への備え) 発災後1日後の避難者数は、18,006人と予想されている。 本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。 18,006人×1日3食×1日分 = 54,018食	
		③本市の備蓄 <u>状況</u> (略)	②本市の備蓄 計画 (略)	
		(削除)	②埼玉県の備蓄計画 埼玉県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を目標として、埼玉県、市町村及び住民が備蓄するものとしている。 ■埼玉県の備蓄計画 (株対象者 埼玉県 市町村 住民 合計 連邦住民 1円分 1円分 3円分 1円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 1.5円分 1.5円分 1.5円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3円分 3	
66	新 2-69	(2) 食料の調達 ■食料調達の方法 食料 食料 「偏蓄食料の活用(防災拠点からのアルファ米等の供出) ・農林水産省生産局への要請(政府指定倉庫からの供出) ・協定締結先への要請 バン、育児用調整粉乳 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 副食 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	(2) 食料の調達 ■食料調達の方法 (2) 食料 調達方法 (3) 食料 調達方法 (4) ・備蓄食料の活用 (防災拠点からのアルファ米等の供出) (5) ・協定締結先への要請 (政府指定倉庫からの供出) (6) ・協定締結先への要請 (政府指定倉庫からの供出) (6) ・協定締結先への要請 (政府指定倉庫からの供出) (7) ・協定締結先への要請 関東農政局への要請 関東農政局への要請 関東農政局への要請 関東農政局への要請 スシ、育児用調整粉乳 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 副食 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用	・内容の適正化
67	新 2-77	第4 消防体制の整備 4.3 初期消火体制等の強化	第4 消防体制の整備 4.3 初期消火体制等の強化	・内容の適正化

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠•理由
		(1) 市民による初期消火等の徹底	(1) 市民による初期消火等の徹底	
		消防組合は、自治会等を単位とした防災教室を開催し、市民の防	消防組合は、自治会等を単位とした防災教室を開催し、市民の防	
		災意識の向上及び家庭における住宅用火災警報器の設置促進等を	災意識の向上を図る。初期消火については、水消火器若しくは各家	
		図る。初期消火については、水消火器若しくは各家庭にある消火器	庭にある消火器等を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向	
		等を使用して、消火器の使用方法及び消火技術の向上を図る。	上を図る。	
		一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、	一般の火災で消火器を使用して消火協力をした人々に対しては、	
		薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図	薬剤詰替えについて助成を行い、市民による初期消火の徹底を図	
		る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易	る。また、心肺蘇生法、止血法等の応急手当や身の回りにある簡易	
		救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を	救助資器材を使った救助技術の実技講習会を実施し、普及・啓発を	
		図る。	図る。	
68	新	第5 災害時医療体制の整備	第5 災害時医療体制の整備	・県 H25
	2-82	5.2 初動医療体制の整備	5.2 初動医療体制の整備	
		(5) 自主救護体制の整備	(5) 自主救護体制の整備	
		自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護	自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護	
		所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備	所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備	
		に努める。	に努める。	
		また、自主的な救護体制が実施できるよう、止血、人工呼吸、A		
		ED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力の強化をに努める。		
69	新	第6 防疫体制の整備	第6 防疫体制の整備	・内容の適正化
	2-87	6.2 防疫薬品・資機材の整備	6.2 防疫薬品・資機材の整備	
		(1) 薬剤の <u>調達体制の整備</u>	(1) 薬剤の 備蓄	
		地震災害時の迅速な防疫活動に備え、関係業者等との協力をもと	地震災害時の迅速な防疫活動に備え、 防疫活動に要する薬剤の整	
		<u>に防疫活動に要する薬剤の</u> 調達体制を整備する。	備を図るとともに、関係業者等との協力をもとに調達体制を整備す	
			る。	
70	新	(2) 資機材の調達体制の整備	(2) 資機材の 備蓄	・内容の適正化
	2-87	市内業者等との協力をもとに防疫活動用の資機材器具の調達体	防疫活動用の資機材器具の備蓄を図るとともに、不足する資機材	
		制を整備する。	については市内業者等との協力をもとに 調達体制を整備する。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
71	新	6.3 埋・火葬のための資材、火葬場の整備	6.3 火葬場の整備	・県H25
	2-88	(1) 遺体収容所の選定	(新規)	
		市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検		
		視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を		
		選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。		
72	新	(2) 埋・火葬のための資材の確保	(新規)	・県 H25 ・災害協定
	2-88	市は、震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不		· 火音
		足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が		
		生じた場合に備えて、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組		
		<u>合連合会との災害協定を締結している。</u>		
73	新	第7 緊急輸送体制の整備	第7 緊急輸送体制の整備	• 県H25
	2-92	7.1 緊急輸送道路の確保	7.1 緊急輸送道路の確保	
		(1) 緊急輸送道路の指定	(1) 緊急輸送道路の指定	
		④下水道のマンホールの耐震化	(新規)	
		本市は、液状化が想定される緊急輸送道路にある下水道のマンホ		
		ールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時におけ		
		る緊急通行車両等の通行を確保する。		
74	新	(3) 応急復旧用資機材の整備	(3) 応急復旧用資機材の整備	•県H26案
	2-92	本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施	本市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施	
		するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復	するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復	
		旧用資機材の整備を推進する。	旧用資機材の整備を推進する。	
		また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間		
		で事前調整を行う。		
75	新	第9 住宅対策	第 9 応急仮設 住宅対策	・県 H25 ・内容の適正化
	2-98	9.1 応急仮設住宅の事前計画	9.1 応急仮設住宅の 用地の確保	1 911 - > 2011-1
		(2) 応急仮設住宅用地の選定	(2) 応急仮設住宅用地の選定	
		本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮	本市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。	設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。	
		そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、	そのため、次に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、	
		建設に適当な予定地を選定する。また、応急仮設住宅建設予定地の	建設に適当な予定地を選定する。	
		選定状況を年1回、県に対して報告する。		
76	新	(4) 応急仮設住宅用資機材の確保	9.2 応急仮設住宅用資機材の確保	・内容の適正化
	2-100	(略)	(略)	
77	新	9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備	(移動)	・記載場所の変更
	2-101	被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震によ		
		り被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などに		
		よる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することに		
		より、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。		
		(1) 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備		
		本市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のた		
		めの判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行		
		い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市		
		町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災		
		建築物応急危険度判定体制の整備を図る。		
78	新	(2) 被災宅地危険度判定に係る体制の整備	(移動)	・記載場所の変更
	2-101	本市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に		
		被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによ		
		り、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災		
		宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定		
		<u>士を確保するものとする。</u>		
79	新	9.3 民間賃貸住宅等の把握	(新規)	・災害協定
	2-102	本市は、災害時に被災者への一時的な居住場所を確保するため、		
		入居可能な民間賃貸住宅の情報把握及び提供を速やかに行えるよ		
		う、(公社)埼玉県宅地建物取引協会埼玉県西部支部と協定を締結し		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		<u>ている。</u>		
80	新	第 1 O <u>文教対策</u>	第10 文化財の災害予防	・ 内容の適正化
	2-103	震災時において、園児、児童及び生徒等の生命及び身体の安全と		
		教育活動の確保に万全を期すため、事前対策を推進する。		
		<u>また、</u> 本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、	本市域には歴史的建造物や史跡等の文化財が数多くあり、本市は	
		本市はその保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を	その保護・保存に努めているが、文化財の耐震・防火対策を図るた	
		図るため、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制	め、所有者又は管理者に対し次の事項を指導・周知する体制づくり	
		づくりに努める。	に努める。	
81	新	10.1 文教対策	(新規)	・県H25
	2-103	所管する学校及び保育園、学童保育室(以下「公立学校等」とい		
		う。)における園児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)		
		の安全を図るため、平常時から防災訓練等を実施する。また、災害		
		時の教育活動の実施を確保するため、事前計画の作成の推進を図		
		<u>5.</u>		
82	新	(1) 公立学校等の災害対策	(新規)	・県H25
	2-103	公立学校等の校長等は、災害の発生に備えて次の措置を講じる。		
		□校長等の措置		
		・児童生徒等を安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するた		
		め、各公立学校等の実態に即した学校防災対応マニュアルを作成		
		し、定期的に同計画の整備点検を行う。		
		・公立学校等の立地条件などを考慮し、災害時の応急教育計画を樹		
		立するとともに、指導の方法等を定め、明確な計画を立てる。		
		・市地域防災計画における学校の位置づけを確認し、公立学校等の		
		役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周		
		知を図る。		
		・教育員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡及び協力体		
		制を確立する。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定		
		め、職員に周知する。		
		・不時の災害発生に対処する訓練を実施する。		
83	新	(2) 市 (教育委員会) の措置	(新規)	・県H25
	2-104	市(教育委員会)は、次の措置を講じる。		
		□市(教育委員会)の措置		
		・所管する学校を指導及び支援し、各学校における学校防災対応マ		
		ニュアルや応急教育計画の作成、防災訓練の実施等、事前対策を		
		推進する。		
		・教材用品の調達及び配給方法についてあらかじめ計画を立てる。		
84	新	第11 帰宅困難者対策	第11 帰宅困難者対策	•県H25
	2-106	11.1 帰宅困難者の把握	11.1 帰宅困難者の把握	
		(1) 帰宅困難者の定義	(1) 帰宅困難者の定義	
		地震などの大規模災害 <u>の発生に伴い、公共交通機関の運行停止な</u>	地震などの大規模災害 が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関	
		ど移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされるこ	の運行が停止すること等のため、 外出先で足止めされることとな	
		ととなる。これらの者のうち、徒歩により容易に帰宅することがで	る。 このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距	
		きない者を帰宅困難者とする。	離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。	
85	新	11.2 帰宅困難者発生に伴う影響	11.2 帰宅困難者発生に伴う影響	・県H25
	2-107	帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。	「東京湾北部地震」による帰宅困難者の発生に伴い、次のような	
			影響が考えられる。	
		(1)都内及び市内主要駅周辺等での混乱	(1)都内の混乱	
		本市から県外に就業・通学している約40,000人のうち約38,000	本市から県外に就業・通学している約40,000人のうち約38,000	
		人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では 約390万人が帰	人は都内への就業・通学者であるが、都内全体では 約390万人が帰	
		宅困難になるものと推計されており(「首都直下地震による東京の	宅困難になるものと推計されており(「首都直下地震による東京の	
		被害想定(最終報告)」平成18年3月 東京都防災会議地震部会)、	被害想定(最終報告)」平成18年3月 東京都防災会議地震部会)、	
		都内での大混乱に巻き込まれることが <u>想定</u> される。	都内での大混乱に巻き込まれることが 懸念 される。	
		また、鉄道運行停止により、市内主要駅等では、帰宅できない大		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		量の駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。		
86	新	(2) 帰宅困難者への対応	(2) 帰宅困難 となった非居住 者への対応	• 県 H25
	2-108	(略)	(略)	
87	新	(4) 被害の拡大	(新規)	•県H25
	2-108	発災直後から多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車		
		両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などによ		
		り、被害が拡大する。_		
88	新	(5) 通信手段の喪失	(新規)	•県H25
	2-108	多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯		
		電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの		
		発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。		
89	新	第3節 市民と行政の協働による防災対策	第3節 市民と行政の協働による防災対策	•県H25
	2-114	第 1 防災意識の高揚	第 1 防災意識の高揚	
		1.2 啓発すべき内容	1.2 啓発すべき内容	
		(2) 防災意識の向上	(新規)	
		市は、市その他防災関係機関が実施する防災対策事業に協力する		
		とともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や防災訓練等への参		
		加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう市民に啓		
		<u>発する。</u>		
				・県H25
90	新	(3) 家庭内三つの取組の普及	(新規)	• 県H25
	2-115	市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に		
		備える取り組みを家庭内で実施する。		
		□家庭内三つの取組		
		①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。		
		②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、		
		災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		③家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。		
		特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら		
		買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。		
91	新	(4) 発災時の心得	(2) 発災時の心得	・内容の適正化
	2-115		・食料、水、生活必需品等の備蓄、非常持出品の準備や家具の転倒	
			防止対策等の予防・安全対策	
		・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動	・様々な条件下での地震発生時にとるべき行動	
		・自ら情報収集するよう努めること		
		・避難所での行動、注意事項	・避難所での行動、注意事項	
		・災害時の家族での連絡 <u>手段</u>	・災害時の家族での連絡 体制	
		・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動	・緊急地震速報の概要と受けた時の適切な対応行動	
		・ 要配慮者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項	・災害時要援護者や男女のニーズの違いについて配慮すべき事項	
92	新	(5) 防災総点検の実施	(新規)	・県H25
	2-115	市民は、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、		
		市、市民、事業者等主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総		
		点検を実施する。		
		□主な点検例		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		客庭 ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル17」等の利用方法の確認・・備蓄品・非常持出品の点検・住居の耐震性の確認と必要な補強等・家族の非常時の連絡方法の話合い・避難場所や安全な避難経路の確認・消水器の設置場所、操作方法の確認・消水器の設置場所、操作方法の確認・消水器の安全対策(備品などの転倒防止対策)・建物の耐震診断、必要な補強等・備蓄品・非常持出品の点検・従業員等との非常時の連絡方法等の整備・消火器、発電機などの防災資機材の点検・危険物施設の安全点検・危険物施設の安全点検・地域などの防災資機材の点検・危険物施設の安全点検・造験権がの確認・地域住民への連絡系統の確認・地域住民への連絡系統の確認・地域住民への連絡系統の確認・活防水利や施設の点検・確認・活防水利や施設の点検・が災資機材、備蓄品・消防水利や施設の点検・確認・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検・学校の防災体制の整備状況・教職員への研修・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況・学校施設・設備の安全点検・危険物・化学薬品等の管理点検・避難所としての取組状況		
93	新 2-117	1.3 防災教育の推進 (2) 学校における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として <u>ホームルーム</u> や 学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、 発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の <u>発達段階</u> に即した指導をする。 ①学校行事としての防災教育 <u>防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。</u> <u>また、</u> 地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練、防災に 関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体	1.3 防災教育の推進 (2) 学校における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として 学級活動 や学校 行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発 災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の 学年 に即した指導をする。 ①学校行事としての防災教育 児童生徒等の防災意識を高めるため、 地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験等を実施する。	・県 H25

No	頁	新文書 (案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		験、AED研修等のほか、防災教育拠点(県防災学習センター)や		
		地域の防災訓練での体験学習等を実施する。		
		②教科等による防災教育	②教科等による防災教育	
		社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組みや火災、台	各教科等を通じ、 地震災害の発生の仕組みや火災、 台風による被	
		風による被害等 <u>、</u> 現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災	害等 について学習する。 現在の防災対策、災害発生時の正しい行動	
		害時の危険について <u>ビデオ教材等を活用した</u> 教育を行う。	及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、	
		<u>また、</u> 学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マ	学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の	
		ップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観	回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近	
		点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。	な問題として認識させる。	
94	新	第2 防災訓練の充実	第2 防災訓練の充実	・県H25
	2-119	2.1 訓練の目的	(新規)	
		防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関す		
		る検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は		
		以下のとおりとする。		
		(1) 防災関係機関との連携体制の確認		
		防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施		
		し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の		
		円滑化(顔の見える関係)に寄与する。		
		(2) 各種計画の検証		
		防災訓練の実施に当たっては、市地域防災計画や活動マニュアル		
		等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、各種計画及びマニュアル等		
		の継続的な改善に寄与する。		
		(3) 防災意識の向上		
		住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をす		
		るべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができる		
		こととなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図		
		る機会とする。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(4) 多様な主体による実践的な訓練の実施		
		防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、		
		ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による		
		実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資する。		
		(5) 要配慮者、男女ニーズの違いへの配慮		
		防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、		
		外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体		
		制が整備されるよう努める。		
		また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮		
		するよう努める。		
		(6) 訓練見学等の留意点		
		防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、そ		
		れぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ず		
		に実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学		
		者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行		
		動を阻害しないように十分留意する。		
95	新	<u>2.2</u> 総合防災訓練	2.1 総合防災訓練	・内容の適正化
	2-121	(3) 訓練内容	(3) 訓練内容	
		□本市が主とする内容	□本市が主とする内容	
		・災害対策本部等の設置運営訓練(非常参集訓練)	・災害対策本部等の設置運営訓練(非常参集訓練)	
		・災害情報の伝達収集、広報訓練	・災害情報の伝達収集、広報訓練	
		・災害現地調査訓練	• 災害現地調査訓練	
		• 避難誘導訓練	• 避難誘導訓練	
		・帰宅困難者対策訓練	・帰宅困難者対策訓練	
		・避難所、救護所 <u>開設・</u> 運営訓練	• 避難所、救護所運営訓練	
		• 道路応急復旧訓練	• 道路応急復旧訓練	
		・水防訓練	• 水防訓練	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		・給水訓練	・給水訓練	
		・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等	・自主防災組織、自警消防隊等の活動支援訓練等	
		□自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容	□自主防災組織・自警消防隊及び市民が主とする内容	
		• 初期消火訓練	• 初期消火訓練	
		<u>· 避難訓練</u>	・応急救護訓練	
		• 通報訓練	・炊き出し訓練	
		<u>・ 救出訓練</u>	・巡回点検訓練	
		・応急救護訓練	・災害時要援護者等の安全確保訓練	
		・炊き出し訓練	→避難訓練	
		• 巡回点検訓練	<u>◆ 避難誘導訓練</u> 等	
		・避難行動要支援者等の安全確保訓練等		
96	新	2.3 本市及び防災関係機関の訓練	2.2 本市及び防災関係機関の訓練	・県H25
	2-123	(2) 避難・救助訓練	(2) 避難・救助訓練	
		③実施方法	③実施方法	
		□本市による避難・救助訓練	□本市による避難・救助訓練	
		災害時において、避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実	本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防	
		<u>を期するため、</u> 本市が中心となり警察及びその他関係機関の参加の	災組織及び自治会の協力を得て実施する。	
		もと、自主防災組織及び自治会 <u>、居住者、滞在者</u> の協力を得て実施		
		する。		
		□保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練	□保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練	
		施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害	施設管理者は、地震災害時の乳幼児、児童、生徒、傷病者、障害	
		者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体	者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体	
		の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とし	の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とし	
		た防災訓練を実施する。	た防災訓練を実施する。	
		訓練にあたっては、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、災害		
		に対し、臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
97	新	(3) 災害 <u>情報収集伝達</u> 訓練	(3) 災害 通信連絡 訓練	・県 H25
	2-123	各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用で	地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期	
		きる状態に保つとともに、地震災害時における関係機関の通信連絡	するため、次のような 災害通信連絡 を実施する。	
		の円滑、迅速、確実を期するため、次のような <u>情報の収集、伝達訓</u>		
		<u>練</u> を実施する。		
		③実施事項	③実施事項	
		・災害情報の収集伝達機器について、日常業務での活用及び点検と	・災害に関する予測、警報の通知及び伝達	
		性能の維持	•被害状况 報告	
		・災害に関する予測、警報の通知及び伝達	┷災害応急措置についての報告及び連絡	
		・被害状況及び災害応急措置についての報告及び連絡		
98	新	(7) その他の訓練	(新規)	•県H25
	2-124	上記訓練のほか、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害		
		対応に資する各種訓練を計画的に実施する。		
99	新	(8) 訓練の検証	(新規)	•県H25
	2-124	実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施		
		し、評価及び検証を行う。		
		①評価及び検証の方法		
		・訓練後の意見交換会		
		<u>・アンケート</u>		
		・訓練の打合せでの検討		
		②検証の効果		
		・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。		
		・次期の訓練計画に反映する。		III assa
100	新	2.4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練	2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練	•県H25
	2-125	(4) 実践的な訓練の導入	(新規)	
		本市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練(DIG※1)や避		
		難所開設・運営訓練(HUG※2)を取り入れ、住民参加型で地域		

No	頁	新文書 (案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。		
		★1 DIG (Disaster Imagination Game)		
		大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険		
		物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認		
		する実践的な訓練。		
		<u> X 2 HUG (Hinanzyo Unei Game)</u>		
		避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起き		
		る様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。		
101	新	第3 防災組織の育成・強化	第3 防災組織の育成・強化	• 県H25
	2-128	3.1 自主防災組織の育成・強化	3.1 自主防災組織の育成・強化	
		(2) 自主防災組織の整備	(2) 自主防災組織の整備	
		②活動の充実、強化	(新規)	
		市は、次に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。また、		
		多様な世代が参加できるような環境の整備等に努め、組織の活性化		
		を促進する。		
		自主防災組織の結成の促進 (結成への働きかけ、支援等)		
		活動のための環境整備 (資機材及び訓練用の場所等の整備等)		
102	新	3.3 事業所等の防災組織の育成	3.3 事業所等の防災組織の育成	•県H25
	2-131	(1) 事業所の防災組織	(1) 事業所の防災組織	
		①防災体制の強化	①防災体制の強化	
		消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者	消防組合では、多数の人が利用する事業所について、防火管理者	
		の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、	の選任、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、	
		整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が	整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等が	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が	図られるよう努めている。また、複数の用途が存在し、管理権限が	
		分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自	分かれている複合用途防火対象物については、発災時に事業所の自	
		衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。	衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導を図る。	
		企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害		
		の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、		
		各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画		
		(BCP) を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲		
		食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの		
		復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動		
		<u>の推進に努めるものとする。</u>		
		また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るた		
		め、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮		
		者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるも		
		<u>のとする。</u>		
		③企業等における防災教育	(新規)	
		事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者		
		は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防		
		<u>災教育を積極的に実施していくことが必要である。</u>		
		消防組合は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通		
		じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。		
103	新	3.4 地区防災計画の作成	(新規)	・災対法改正 ・県 H25
	2-132	大規模災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、地		,,,, <u>-</u>
		域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要		
		<u>である。</u>		
		そのため、市内の一定の地区内の地域住民及び事業所を有する事		
		業者は、共同して地区防災計画を策定し、自助・共助による地域の		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠·理由
		自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を		
		<u>図る。</u>		
		なお、地区防災計画の作成にあたり、本市は当該地区に対して必		
		要な支援や助言等を行うものとする。		
104	新	第 4 <u>災害時避難行動要支援者対策</u>	第 4 災害時要援護者の安全確保	・災対法改正・避難行動要支援者
	2-133	大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者	大規模な地震が発生した場合、寝たきり等の高齢者、施設利用者	の避難行動支援に
		(高齢者)、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の	(高齢者)、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害対応能力の	関する取組指針 (内閣府, H25.8)
		弱い者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国籍市民	弱い者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国籍市民	•県H25
		(以下「 <u>要配慮者</u> 」という。) が、適切な防災行動をとることは容	(以下「 災害時要援護者 」という。) が、適切な防災行動をとるこ	
		易でな <u>い。</u> また、 <u>要配慮者の中でも特に要介護高齢者や障害者など</u>	とは容易でな く、 また、 近年の災害においては災害時要援護者 が被	
		<u>の避難行動要支援者</u> が被害を受ける場合が多い。	害を受ける場合が多い。	
		このため、本市は、これら <u>避難行動要支援者</u> に対する防災環境の	このため、本市は、これら 災害時要援護者 に対する防災環境の整	
		整備や支援等を中心とした防災対策を推進する。	備や支援等 に向けた 防災対策を推進する。	
		本市の <u>要配慮者</u> の安全確保を推進するために必要な施策を次に	本市の災害時要援護者の安全確保を推進するために必要な施策	
		示す。	を次に示す。	
		《参考》	《参考》	
		<u>◆要配</u> 應者とは	◆災害時要採護者とは 災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより掲載を必要と	
		高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等	する者を意味し、次のように定義される。	
		に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。	○移動することが困難な者	
		◆避難行動要支援者とは	○情報を受けたり伝えたりすることが困難な者 ○理解や判断ができない又は時間がかかる者	
		市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがあ る場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の	○精神的に不安定になりやすい者具体的には「心身障害者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高	
		確保を図るため特に支援を要する者。		
			<u>↓ 「旅行者」などが考えられる。</u>	
				W 101 4
105	新	4.1 在宅の <u>避難行動要支援者</u> に対する安全対策	4.1 在宅の 災害時要援護者 に対する安全対策	・災対法改正・避難行動要支援者
	2-134	(1) 避難支援全体計画の作成	(新規)	の避難行動支援に
		市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関		関する取組指針 (内閣府, H25.8)

No	頁	新文書 (案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		する取組指針(平成25年8月、内閣府)」を参考に、避難行動要支		・県H25
		援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地		
		域防災計画の下位計画として避難支援全体計画を定める。		
106	新	(2) 避難行動要支援者の把握	(新規)	• 災対法改正
	2-134	市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支		・避難行動要支援者 の避難行動支援に
		援者に該当する者を把握するために、市の福祉関係部局で把握して		関する取組指針 (内閣府, H25.8)
		いる要介護高齢者や障害者等(要配慮者)の情報を集約する。		・県H25
		また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、		
		避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情		
		報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。		
107	新	(3) 避難支援等関係者となる者	(新規)	災対法改正避難行動要支援者
	2-134	避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことで		の避難行動支援に
		あり、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、		関する取組指針 (内閣府, H25. 8)
		自治会等、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により		・県H25
		<u>避難支援者を決める。</u>		
108	新	(4) <u>避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲</u>	(1) 災害時要援護者の状況把握及び情報の共有化	・災対法改正 ・避難行動要支援者
	2-135	市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れ	災害時要援護者情報(所在、緊急連絡先、家族構成、介護状況等)	の避難行動支援に
		がある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な	を把握し、災害時要援護者の名簿を作成する。名簿に掲載する者の	関する取組指針 (内閣府, H25. 8)
		避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件	範囲は自ら避難することが困難な下記の要件に該当するものとす	• 県H25
		を設定する。	る。なお、該当者の把握に向け、市は関係部局で把握している要介	
			護高齢者や障害者等の情報を集約するほか、必要があればその他関	
		□高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点	係機関に対して情報提供を求めるよう努める。また、該当者の状況	
		① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力	の変化を考慮し、市は名簿を更新する期間や仕組みを構築し名簿情	
		② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力	報を最新の状態に保つほか、避難支援等に必要な事項に変化が生じ	
		③ 避難行動を取る上で必要な身体能力	たり転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市	
			及び関係者間で共有するよう努める。	
		なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域にお		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		いて真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう努める。 また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。 □避難行動要支援者名簿に登載する者 ① ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)で介護が必要な者 ② 高齢者(65歳以上)のみの世帯の方で介護が必要な者 ③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者 ④ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者 ⑤ 上記以外の身体障害(1級または2級)のある者 ⑥ 知的障害(②またはAのある者) ⑦ 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの者 ⑧ ①~⑦以外で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者	□名簿に掲載する者 ・ひとり暮らしの高齢者(65歳以上)で介護が必要な者 ・高齢者(65歳以上)のみの世帯の方で介護が必要な者 ・75歳以上の高齢者のみの世帯の者 ・視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害のある者 ・上記以外の身体障害(1級または2級)のある者 ・知的障害(②またはAのある者) ・精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの者	
109	新 2-135	(5) 避難行動要支援者名簿の作成 市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(「避難行動要支援者名簿」)を作成する。 名簿は、福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者情報等の情報を集約するほか、必要があればその他関係機関に対して情報提供を求め、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、作成する。	(新規)	 ・災対法改正 ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府, H25.8) ・県 H25

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		□避難行動要支援者名簿の記載事項		
		① <u>氏名</u>		
		② 生年月日		
		③ 性別		
		④ 住所又は居所		
		⑤ 避難支援等を必要とする事由		
		⑥ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が		
		必要と認める事項		
110	新	(6) 避難行動要支援者名簿の更新	(新規)	・災対法改正 ・避難行動要支援者
	2-136	避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行		の避難行動支援に
		動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や		関する取組指針 (内閣府, H25, 8)
		仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つほか、避		・県H25
		難支援等に必要な事項に変化が生じたり転居や入院等により名簿		
		から削除された場合は、その情報を市及び関係者間で共有するよう		
		努める。		
111	新	(7) 避難行動要支援者名簿の活用及び適正管理		・災対法改正 ・避難行動要支援者
	2-136	平常時は避難行動要支援者本人の同意を得て、提供用名簿を消防	また、平常時は災害時要援護者本人の同意を得て、名簿を自治会、	の避難行動支援に
		機関、自治会、民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、避難	民生委員・児童委員、福祉事務所等へ提供し、災害時要援護者情報	関する取組指針 (内閣府, H25. 8)
		行動要支援者情報の共有による連携を進める。また、発災時に円滑	の共有による連携を進める。	• 県H25
		迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供すること		
		の趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要		
		支援者等に働きかける。		
		<u>なお、</u> 名簿の提供にあたっては、市は名簿の提供を受ける者に対	名簿の提供にあたっては、市は名簿を受ける者に対して情報漏え	
		して情報漏えい防止のために必要な措置を <u>とるものとし、避難行動</u>	い防止のために必要な措置を とる。	
		要支援者に関する個人情報の取扱いについては、以下のとおり行	なお、災害時要援護者に関する個人情報の取扱いについては、以	
		う。	下のとおり行う。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		□避難行動要支援者の個人情報等の取扱い	□ 災害時要援護者 の個人情報等の取扱い	
		避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対	災害時要援護者についての情報は、市及び名簿提供組織(自治会、	
		し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。	自主防災組織、民生委員・児童委員等) 間で協定を取り交わし、個	
		例)市と自治会との間で個人情報の取り扱いに関する協定を取り交	人情報に係る宇秘義務を確保する。	
		<u>わす。</u>		
		民生委員・児童委員等へは取り扱いについての十分な説明を行		
		<u>う。</u>		
112	新	(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置	(新規)	・災対法改正 ・避難行動要支援者
	2-136	避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を		の避難行動支援に
		守ることを大前提とし、市は、避難支援者等関係者が、地域の実情		関する取組指針 (内閣府, H25. 8)
		や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避		・県H25
		難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。		
		また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全		
		力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、		
		自助が前提であり、制度はその補助であることを正しく理解しても		
		らうよう周知に努める。		
113	新	(9) 個別計画の作成	(3) 災害時要援護者避難支援プランの推進及び個別支援プラン作	・災対法改正 ・避難行動要支援者
	2-136		成の支援	の避難行動支援に
		自力での避難が困難な <u>避難行動要支援者</u> への避難活動を支援す	自力での避難が困難な 災害時要援護者 への避難活動を支援する	関する取組指針 (内閣府, H25. 8)
		るため、本市は、 <u>避難行動要支援者避難支援全体計画</u> を推進し、自	ため、本市は、 災害時要援護者避難支援プラン を推進し、自治会 や	・県H25
		治会等を主体とした <u>避難行動要支援者</u> 支援基盤を構築し、高齢者世	自主防災組織 等を主体とした 災害時要援護者 支援基盤を構築し、高	
		帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体として避難	齢者世帯、要介護認定者や障害者が居る世帯に対して地域全体とし	
		の支援等を行う体制づくりを推進する。	て避難の支援等を行う体制づくりを推進する。	
		また、避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく個別計画の作	また、 災害時要援護者避難支援プラン に基づく 個別支援プラン の	
		成について、支援実施主体への支援を行う。 個別計画の作成にあた	作成について、支援実施主体への支援を行う。 同プラン の作成にあ	
		っては、 <u>避難行動要支援者</u> および支援実施主体等関係者に対し避難	たっては、 災害時要援護者 および支援実施主体等関係者に対し避難	
		の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者	の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で関係者	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		の安全確保の措置について十分な配慮に努める。 ■個別計画作成までの手順	の安全確保の措置について十分な配慮に努める。 ■個別避難支援プランの作成手順例(関係機関共有方式・同意方式 の場合)	
		手順 実施事項 備 考	手順 実施事項 備 考	
		1 <u>自治会、民生委員・児童委員等</u> への説明会 制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催	1 <u>消防団、自主防災組織、福祉関係者等</u> への説明会 制度の趣旨について十分な理解が得られ るよう適宜、関係者に対して開催	
		2 関係機関共有方式による情報共有	2 関係機関共有方式による情報共有 要援護者名簿の提供(協定書の取交わし)	
		関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所 順にするなどし、避難支援用に整理	3 関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所 順にするなどし、避難支援用に整理	
		#難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支 接等関係者への情報提供同意確認 である。 おいて、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同	4 要接護者 本人への制度の周知 市の広報紙、パンフレットの配布等、回 覧板等による制度の周知	
		□ <u>意健認</u> 5 <u>避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報</u> 4 提供用を締の作成	5 自主防災組織、民生委員等による、要援護者本人 からの情報収集(同意方式)	
		<u>を整理 </u> 6 自治会、民生委員・児童委員等への説明会 情報の管理方策についても研修	6 一人ひとりの個別避難支援プランの作成・整理 - 7 消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会 情報の管理方策についても研修	
		7 提供用名簿の提供 の守秘義務の確保 の守秘義務の確保	7 <u>消防団、自主防災組織、福祉関係者等への説明会</u> 情報の管理方策についても研修 個別避難支援プランを避難支援者、情報共有者へ 配布 (情報の共有化)・訓練 提供を受ける者の守秘義務の確保	
		8 一人ひとりの個別計画の作成・整理 一	以後、関係機関共有方式や同意方式を活用しつつ、	
		9 以後、継続的に登録情報を更新 注1)関係機関共有方式	日常的に登録情報の更新	
		地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、 <u>避難行動要支援者</u> 本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する <u>避難行動要支援者情報</u> を防災関係部局などの関係機関の間で共有する方式。	注1) 関係機関共有方式 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされ ている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要 接護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。 注2) 同意方式 防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、 必要な情報を収集する方式。要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ 細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。	
114	新	(10) 防災訓練の実施	(新規)	・避難行動要支援者
	2-137	市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と		の避難行動支援に関する取組指針
		避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実		(内閣府, H25. 8) • 県 H25
		際に機能するか点検しておくよう努める。		• 県 日25
		また、社会福祉施設との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努		
		<u> න්රි.</u>		
115	新	4.2 要配慮者全般の安全対策	(新規)	•県H25
	2-137	本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動		
		や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整		
		備を行う。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		(1) 地域との連携		
		①近隣住民とのコミュニティづくり	(2) 近隣住民とのコミュニティづくり	
		災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平	災害時の近隣住民の助け合いによる避難行動を促進するため、平	
		常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等	常時から地域活動を通じた、高齢者、乳幼児をもつ家庭、障害者等	
		とのコミュニケーションづくりを推進し、要配慮者等を含めた防災	とのコミュニケーションづくりを推進し、 要援護者 等を含めた防災	
		訓練を実施するなど、地域での要配慮者支援体制の基盤づくりに努	訓練を実施するなど、地域での 災害時要援護者 支援体制の基盤づく	
		める。	りに努める。	
		②役割分担の明確化	(新規)	
		市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホー		
		ムヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を		
		明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。		
		③社会福祉施設との連携		
		市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できる		
		よう、平常時から社会福祉施設等との連携を図っておく。		
		また、災害時には、福祉避難所の開設や被災者に対する給食サー		
		ビス、介護相談など施設が有する機能の活用も図っていく。		
		④見守りネットワーク等の活用		
		市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホー		
		ムヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を		
		明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。		
116	新	(2) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備	(4) 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の整備	•県H25
	2-138	障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うため、電光掲	障害者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に 行うための 文字	
		<u>示板、</u> 文字放送テレビ、ファクシミリの設置、携帯電話の文字メー	放送テレビやファクシミリの設置、携帯電話の文字メールの活用、	
		ルの活用、手話通訳者や要約筆記者の確保、外国語や絵文字による	手話通訳者や要約筆記者の確保等、災害時要援護者を考慮した生活	
		案内板の標記、要配慮者を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の	援助物資備蓄及び調達先の確保等、災害時要援護者等に対して可能	
		確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提	な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画	
		供できるよう、避難所の運営計画を策定する。	を策定する。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のた		
		めに特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであ		
		ることに留意し、物資・機材について配慮すること。		
117	新	(3) 防災知識の普及・啓発	(5) 防災知識の普及・啓発	・内容の適正化
	2-138	要配慮者及びその関係者を対象に、パンフレット、チラシなどを	災害時要援護者 及びその 介護者 を対象に、パンフレット、チラシ	
		作成し、防災知識の普及・啓発に努める。	などを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。	
118	新	(5) 防災基盤の整備	(新規)	・県H25
	2-139	市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす		
		使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの		
		文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備		
		を促進する。		
		また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定し		
		た避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市及び県は、そ		
		の他の集客施設における取組を促進する。		
119	新	4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策	4.2 社会福祉施設 等の災害時更援護者 に対する安全対策	・内容の適正化
	2-139	本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努	本市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努	
		めるとともに、社会福祉施設 <u>の入所者等</u> に対する安全対策を以下の	めるとともに、社会福祉施設 等の災害時要援護者 に対する安全対策	
		方策をもって推進する。	を以下の方策をもって推進する。	
120	新	(1) <u>災害対策を網羅した計画</u> の策定	(1) 震災対策 計画の策定	•県H25
	2-139	施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な	施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な	
		<u>災害</u> の発生を想定した <u>防災計画</u> 及び緊急時の職員の初期対応や、指	地震 の発生を想定した 震災対策計画 及び緊急時の職員の初期対応	
		揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底	や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周	
		を図るものとし、市は、これを支援する。	知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。	
		③施設間の相互支援システムの確立	③施設間の相互支援システムの確立	
		市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が	市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が	
		破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確	破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確	
		立に努める。	立に努める。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れる	施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れる	
		ことができるよう体制の整備を行う。	ことができるよう体制の整備を行う。	
		また、施設管理者は、県内又は近隣都県における同種の施設やホ		
		テル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締		
		結するよう努める。		
		④被災した在宅の要配慮者の受入れ体制の整備		
		施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝		
		たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。		
121	新	(3) 防災訓練の充実	(3) 防災訓練の充実	・県H25
	2-140	施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等	施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等	
		との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考	との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考	
		慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。	慮した防災訓練を定期的に実施するように努める。	
		特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施		
		設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入		
		を想定した開設訓練を実施するものとし、市は県と協力してこれを		
		促進する。		
122	新	4.4 外国籍市民に対する安全対策	4.3 外国籍市民に対する安全対策	・内容の適正化
	2-141	本市には、平成25年1月1日現在、4,732人(総人口に占める割	本市には、平成25年1月1日現在、4,732人(総人口に占める割	
		合は1.4%)の <u>外国籍の住民登録</u> がされている。	合は1.4%)の 外国人登録 がされている。	
		(略)	(略)	
123	新	(1) 外国籍市民の所在把握	(1) 外国籍市民の所在把握	・内容の適正化
	2-141	本市は、地震災害時における外国籍市民の安否確認等を迅速に実	本市は、地震災害時における外国籍市民の安否確認等を迅速に実	
		施し、円滑な支援ができるように、平常時における住民登録の推進	施し、円滑な支援ができるように、平常時における 外国人登録 の推	
		を図り、外国籍市民の人数や所在の把握に努める。	進を図り、外国籍市民の人数や所在の把握に努める。	
124	新	(2) 防災知識の普及・啓発	(2) 防災知識の普及・啓発	・県H25
	2-141	市は、日本語を理解出来ない外国人に対して外国語に翻訳した防	外国語に翻訳した防災に関するパンフレット の 作成 ・ 配布を行	
		災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用	い、防災知識の普及・啓発に努める。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		事務所等、様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行		
		い、防災知識の普及・啓発に努める。		
		また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、パソコン通	また、広報紙やテレビ、ラジオ、生活ガイドブック、パソコン通	
		信等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る	信等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係る	
		行政情報についての外国語による情報提供に努める。	行政情報についての外国語による情報提供に努める。	
125	新	(5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置	(5) 誘導標識、避難場所案内板等の設置	•県H25
	2-142	誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記表示	誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語 を併記する	
		を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。	よう 努める。	
126	新	第5 ボランティアとの連携	第5 ボランティアとの連携	・災対法改正
	2-143	5.1 連携体制の整備	5.1 連携体制の整備	
		(2) ボランティア活動の環境整備	(2) ボランティア活動の環境整備	
		現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動	現在、市内には福祉などの分野で様々なボランティア団体が活動	
		している。	している。	
		災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待さ	災害時においても、これらボランティアによる救援活動が期待さ	
		れるが、本市は日頃からボランティアの自主性を尊重しつつ、次に	れるが、本市は日頃から次に示すようなボランティアのための環境	
		示すようなボランティアのための環境の整備に努める。	の整備に努める。	
127	新	5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知	5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知	・ 内容の適正化
	2-145	埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグル	埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグル	
		ープを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設してい	ープを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設してい	
		る。	る。	
		本市は、市民・事業所等に対し、 <u>以下の方策をもって</u> 埼玉県の災	本市は、市民・事業所等に対し、埼玉県の災害ボランティア登録	
		害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに	制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。	
		努める。	本市の県災害ボランティア登録制度の周知は、以下の方策をもっ	
			て実施する。	
128	新	(1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知	(1) 災害ボランティアの登録	・ 内容の適正化
	2-145	(略)	(略)	
		上記ボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会福祉		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者からの		
		問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動体制		
		の整備に努める。		
		このため、ボランティア担当窓口は、県消防防災課と連絡をとり、		
		円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。		
129	新	(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知	(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士 の登録	・ 内容の適正化
	2-146	埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度	埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度	
		判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急	判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急	
		危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。	危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。	
		本市は、市民・事業所等に対して周知を図るとともに登録の呼び		
		かけに努める。_		
130	_	(削除)	(3) 災害ボランティアの周知	・ 内容の適正化
			埼玉県のボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会	
			福祉協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者か	
			らの問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動	
			体制の整備に努める。	
			このため、ボランティア担当窓口は、県消防防災課と連絡をとり、	
			円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。	
131	新	第2章 震災応急対策計画	第2章 震災応急対策計画	•県H26案
	2-157	第1節 活動体制の確立	第1節 活動体制の確立	
		第1 配備体制と動員計画	第1 配備体制と動員計画	
		1.2 動員計画	1.2 動員計画	
		(2) 動員の方法	(2) 動員の方法	
		①初動期の人員確保	(新規)	
		市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にし		
		ながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援シ		
		ステム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		の早期確保を図る。		
		合わせて、勤務時間内外によって、次の方法で動員を行うものと		
		<u>する。</u>		
132	新	(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等	(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等	・ 内容の適正化
	2-159	「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況を把握するととも	「職員班」は、 各職員へ被害状況調査票を配布し、 職員及び職員	
		に、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確	の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合	
		認する手段の確保等の措置を講ずる。	においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講	
			ずる。	
133	新	(6) 職員の健康管理	(6) 職員の健康管理	•県H25
	2-159	「職員班」は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じる		
		ものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常		
		に配意し、適切な措置をとるものとする。		
		<u>また、</u> 災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災と	災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というス	
		いうストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大	トレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場	
		きい場合、「職員班」は「保健班」に協力を求めて、健康診断の実	合、「職員班」は「保健班」に協力を求めて、健康診断の実施や職	
		施や職員用救護所(メンタルケアを含む。)を設置するなどして職	員用救護所(メンタルケアを含む。)を設置するなどして職員の健	
		員の健康管理に努める。	康管理に努める。	
134	新	第2 災害対策本部の設置・運営	第2 災害対策本部の設置・運営	・内容の適正化
	1-162	2.1 災害対策本部の設置	2.1 災害対策本部の設置	
		(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	
		■本部設置及び閉鎖の通知・公表(抜粋)	■本部設置及び閉鎖の通知・公表(抜粋)	
		市防災行政無線(固定系) 本部班 市民 東ボールページ・ツイッター 災事プロ	市民市民	
		市民	市ホームページ 情報処理班	
				中央のオエル・
135	新	2.3 災害対策本部運営の留意事項	2.3 災害対策本部運営の留意事項	・ 内容の適正化
	2-165	(4) 情報共有	(4) 情報共有	
		災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班	災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		に報告する。情報収集連絡班は取りまとめた情報を一元管理し、適	に報告 し、 情報収集連絡班は取りまとめた情報を適宜、各班に伝達	
		宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。	し、庁内における情報の共有化を図る。	
136	新	第3 情報通信手段の確保	第3 情報通信手段の確保	・ 内容の適正化
	2-169	3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段	3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段	
		(3) 非常電話及び緊急通話等の利用	(3) 非常電話及び緊急通話等の利用	
		③非常通話・緊急通話の要領	③非常通話・緊急通話の要領	
		本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりであ	本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりであ	
		る。	る。	
		・NTT(102)を呼び出し、通話の種類(非常か緊急)と内容を伝え、	・NTT (102) を呼び出し、通話の種類 (非常か緊急) と内容を伝え、	
		市役所の登録番号(224-8839)を伝える。	市役所の登録番号(224-8839)を伝える。	
		・相手方の電話番号を伝える。	・相手方の電話番号を伝える。	
		注) 102番のサービスは、平成27年7月31日をもって終了となる。		
137	新	第6 広域応援等	第 6 広域応援 要請等	•県H25
	2-179	6.6 広域応援の実施	(新規)	
		市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等		
		が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次		
		の物的・人的応援を迅速・的確に実施する。また、県が行う広域応		
		<u>援活動に協力するものとする。</u>		
		□実施事項		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠•理由
		○応急対策活動 ・県後方応援本部が実施する応援活動への協力 ・緊急消防援助隊の派遣 ・活動拠点等における救出救助活動 ・広域心接要員の派遣 ・広域・時滞在者の受入れ』「本編 第2章 第2節 『12. 6 他市町村からの広域 一時滞在者の受入れ』)参照。」 ・被災市町村のがれき処理への協力 ・環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援 〇復旧・復興 ・広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行) ・ライフライン施設の復旧活動支援 ・他市町村からの火葬依頼への対応 ・空き工場・作業場の情報提供、斡旋の協力 ・被災者の生活支援 ・政府の災害対応及び業務継続の支援		
138	新	第2節 発災初期における災害応急対策活動	第2節 発災初期における災害応急対策活動	・内容の適正化
	2-202	第1 地震に関する情報の収集・伝達	第1 地震に関する情報の収集・伝達	
		1.1 基本方針	1.1 基本方針	
		(1) 地震情報の伝達		
		本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高	本市で地震が発生した場合の震度は、市役所本庁舎、市立川越高	
		校及び埼玉県川越比企地域振興センターに設置した計測震度計に	校及び埼玉県川越比企地域振興センターに設置した計測震度計に	
		より把握し、 <u>震度5弱以上</u> の場合は市防災行政無線(固定系)を通	より把握し、 震度 4 以上 の場合は市防災行政無線(固定系)を通じ	
		じて市民に伝達する。	て市民に伝達する。	
		県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシ	県内各市町村の震度については、埼玉県震度情報ネットワークシ	
		ステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報	ステムにより把握する。気象庁から発表される震度速報、地震情報	
		については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。	については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。	
139	新	(2) 緊急地震速報の伝達	(新規)	•県H25
	2-202	気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝		
		達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)		
		を通して住民に伝達する。		
		市は、伝達を受けた緊急地震速報を、自動起動により市防災行政		
		無線で住民等への伝達する。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
140	新	1.2 情報の収集・伝達系統	1.2 情報の収集・伝達系統	・県 H25
	2-202	■地震情報の収集伝達体制	■地震情報の収集伝達体制	
		京家庁本庁 消防庁 埼玉県 計測震度計 (市設置※) 計測震度計 (東設置) 計測震度計 (東設置) ・ 法令(気象業務法)等による通知系統 : 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達系統	(県設置) (・・ と を を を を を を を を を を を を を を を を を を	
141	新	第3 災害情報の収集・伝達・共有	第3 災害情報の収集・伝達・共有	・県H25
	2-207	3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達(発生速報)	3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達(発生速報)	・災対法
		(1) 基本方針	(1) 基本方針	
		市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」	市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」	
		は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度	は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度	
		を把握し、「本部班」に報告する。	を把握し、「本部班」に報告する。	
		「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県	「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県	
		防災情報システム <u>(使用できない場合は防災行政無線FAX)</u> を用	防災情報システムを用いて埼玉県に 少なくとも発災後1時間を目	
		いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。 埼玉県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣	処に 報告することにより応援体制の早期確立を求める。	
		<u>に</u> 報告する(災対法第53条第1項括弧書)。	埼玉県に報告できない場合は、消防庁 ~直接 報告する(災対法第	
		なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関	53条第1項括弧書)。	
		わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。	なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関	
			わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
142	新 2-208	(3) 収集系統(加入電話、FAX、市防災行政無線(移動系)等による) 本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。 「本部班」は、収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。	(3) 収集系統(加入電話、FAX、市防災行政無線(移動系)等による) 本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。 「本部班」は、 1時間を目処に 収集した情報を『発生速報』として埼玉県へ報告する。『発生速報』報告後の情報収集・伝達は「3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達」による。	・県 H25 ・内容の適正化
		■発災初期の情報収集経路(発生速報) 本部便(株) 東京電力(株) 東日本電信電話(株) 都市ガス事業者 東日本旅客鉄道(株) 東武ステーションサービス(株) 西武鉄道(株) 東京電力(株) 下マチュア無線協力局 カト・中学校 動務時間外発災の場合、「教育財務班」職員を派遣し収金の線災状況を調査し収金の線災状況を調査しているの。	■発災初期の情報収集経路(発生速報) 「「「「「「「「「「「」」」」」」	
143	新 2-210	3.4 災害情報の収集・伝達 (2) 情報の収集 災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施 するものとし、次の事項に留意する。 また、「本部班」は、「情報収集連絡班」へ集約された被害情報に 基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。 □情報収集の留意事項 ・被害程度の調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ 及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告	3.4 災害情報の収集・伝達 (新規)	・県H25 ・内容の適正化

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		前に調整しておくものとする。		
		・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも		
		照合し、その正誤を確認する。		
		・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住		
		所、氏名、年齢等を速やかに調査する。		
		■被害情報等の収集		
144	新	(3) 情報の伝達	(2) 情報の 収集・ 伝達	内容の適正化
	2-211		「本部班」は、「情報収集連絡班」へ集約された被害情報に基づ	
			き情報分析を行うとともに本部会議に報告する。	
		本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定	本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定	
		し、各部へ指示、伝達する。	し、各部へ指示、伝達する。	
		(移動)	■被害情報等の収集	
			- (異名) -	
		■応急対策情報等の伝達	■応急対策情報等の伝達	
		(略)	(略)	
145	新	第4 広報活動	第4 広報活動	・ 内容の適正化
	2-214	4.2 初動期の広報	4.2 初動期の広報	
		(1) 初動期の広報の内容	(1) 初動期の広報の内容	
		災害発生直後の広報としては、次に示す <u>情報</u> を中心に実施する。	災害発生直後の広報としては、次に示す 市民の混乱防止情報、生	
		(略)	存関連情報 を中心に実施する。	
			(略)	

No	頁	新文書 (案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
146	新	(2) 初動期の広報手段	(2) 初動期の広報手段	• 災対法改正
	2-215	(略)	(略)	
		○広報車	○広報車	
		原則として本市所有の広報車を使用する。	原則として本市所有の広報車を使用する。	
		ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、	ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、	
		その他の関係機関の協力を要請する。	その他の関係機関の協力を要請する。	
		また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。		
147	新	第5 消防活動	第5 消防活動	・災対法改正
	2-218	5.1 消防局による消防活動	5.1 消防局による消防活動	
		大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあた	大規模地震の発生に伴い消防局は、直ちに以下の消防活動にあた	
		るものとする。 なお、消防団を含め、消防機関においては、消防活	るものとする。	
		動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務		
		を遂行するものとする。		
148	新	5.2 消防団の活動	5.2 消防団の活動	• 内容適正化
	2-219	(1) 初期活動	(1) 初期活動	
		発災初期の活動内容は、以下のとおりである。	発災初期の活動内容は、以下のとおりである。	
		□活動内容	□活動内容	
		・各分団は、地震時には、分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬	・各分団は、地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋	
		出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強や必要機材を積	外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強 及び可搬	
		載して出動準備を行う。	ポンプや必要機材を積載して出動準備を行う。	
		・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努め	・高い建物などを利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努め	
		るとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。	るとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。	
149	新	(2) 消火活動	(2) 消火活動	• 内容適正化
	2-220	②消火活動	②消火活動	
		地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単	地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単	
		独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。	独若しくは消防局及び市民や自主防災組織と協力して行う。	
			また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
150	新	第6 救助・救急	第6 救助・救急	•県H25
	2-224	6.2 活動要領	6.2 活動要領	
		(3) 活動体制	(3) 活動体制	
		③救急及び救助活動の必要な場合の体制	(新規)	
		救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急		
		隊と他の隊が連携して出動する。_		
		④救助活動を必要としない場合の体制		
		救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみ		
		とし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。		
151	新	第7 医療救護	第7 医療救護	・内容の適正化
	2-228	7.2 初動医療体制	7.2 初動医療体制	
		(1) 初動医療体制の整備	(1) 初動医療体制の整備	
		「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協	「医療班」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協	
		力を得て、医療救護班を編成する。	力を得て、医療救護班を編成する。	
		特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則とし	特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則とし	
		て傷病者の救護は、市内の医療機関及び助産所等の施設を利用して	て傷病者の救護は、「診療所班」、市内の医療機関及び助産所等の施	
		行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をも	設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医	
		って充て、医療救護班を派遣する。	療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。	
		(略)	(略)	
152	新	7.3 負傷者等の搬送体制	7.3 負傷者等の搬送体制	•県H25
	2-230	(3) 二次搬送方法	(3) 二次搬送方法	
		次の体制により、二次搬送を実施する。	次の体制により、二次搬送を実施する。	
		□二次搬送の方法	□二次搬送の方法	
		・市内病院・一般診療所で対応できない傷病者の市外・県外の高度	・市内病院・一般診療所で対応できない傷病者の市外・県外の高度	
		医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して	医療機関への搬送は、「医療班」及び救護医療機関等が協力して	
		実施する。	実施する。	
		・後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県防災へリや	・後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、ドクターへリ	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		ドクターへリなどを要請する。	などを要請する。	
153	新	7.4 後方医療体制	7.4 後方医療体制	・内容の適正化
	2-231	(2) 広域医療協力体制	(2) 広域医療協力体制	
		「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品	「本部班」は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品	
		や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域か	や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域か	
		らの広域医療協力体制により対応 <u>する。</u>	らの広域医療協力体制により対応 すべく整備を進める。	
154	新	第10 緊急輸送手段の確保	第10 緊急輸送手段の確保	・災害協定
	2-242	10.6 燃料の確保	(新規)	
		市は、災害対策活動に必要なエネルギー(石油類燃料)を確保す		
		るため、災害協定に基づき、埼玉県石油商業組合川越支部に燃料の		
		供給を要請する。		
155	新	第11 二次災害の防止	第11 二次災害の防止	•県H25
	2-244	11.2 民間建物の応急危険度判定	11.2 民間建物の応急危険度判定	
		(1) 判定士の確保	(新規)	
		被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する		
		ため、市内の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保す		
		<u>3.</u>		
		また、必要に応じて県に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判		
		定士の派遣要請を行う。		
156	新	第12 避難活動	第12 避難活動	・警察官職務執行法
	2-252	12.2 避難勧告又は指示	12.2 避難勧告又は指示	
		■避難勧告、指示の実施責任者(抜粋)	■避難勧告、指示の実施責任者(抜粋)	
		・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 災対法第61条 ・市長から要求があったとき。 警察官職務執行法第4条	・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	
157	新	(3) 避難勧告、指示の内容及び伝達	(3) 避難勧告、指示の内容及び伝達	・ 内容の適正化
	2-253	③住民への周知	③住民への周知	

No	頁		新文書(案)				旧文書(現行計画)		修正根拠・理由
		□伝達方法			□伝	達方法			
		• 防災行政無	線		• 防	災行政無約	泉		
		• 広報車			• 広	報車			
		・サイレン、	警鐘		・サ	イレン、	擎 鐘		
		• 標識等			• 標	識等			
		・口頭伝達			• 🗆	頭伝達			
		・テレビ、ラ	ジオ		・テ	レビ、ラ	ジオ		
		・ <u>防災情報</u> メ	ール、 <u>緊急速報エリアメール(緊急速報メール</u>	·)、災	• メ	ール、ブロ	コグ、ツイッター		
		害情報ブロ	グ、ツイッター						
		・外国語によ	る防災放送		• 外	国語による	る防災放送		
158	新	12.3 警戒	区域の設定		1 2	. 3 警戒	区域の設定		・災対法 ・消防法
	2-254	(1) 設定権者			(1)	設定権者			・水防法
		■警戒区域の	設定権者及びその内容		■警	戒区域の記	没定権者及びその内容		
		実施責任者	勧告・指示等の内容 備考			実施責任者	勧告・指示等の内容	備考	
		市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 災対法第63条			市長	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 ・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合	災対法第63条	
		警察官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合 でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにい ないとき。			警察官	でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。	災対法第63条	
			・市長若しくは委任を受けた職員から要求があった 炎対法第63条 とき。				・市長若しくは委任を受けた職員から要求があったとき。	災対法第63条	
		自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにいないとき。			自衛官	・市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合 でかつ市長若しくは委任を受けた職員がそばにい ないとき。	災対法第63条	
		消防吏員又は 消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設 消防法第28 刻 定する。 水防法第21 刻			消防吏員又は 消防団員	・災害の現場において、活動確保を主目的として設 定する。	消防法 第28条、第36条	
159	新	12.4 避難	誘導及び移送		1 2	. 4 避難			・災対法改正
	2-255	(4) <u>避</u> 難行動	要支援者に対する避難誘導		(4)	災害時要抗	受護者に対する避難誘導		・県H25
		避難行動要	——— 支援者については、介助人の欠如、補装具の破	損、避	災	害時要援調	養者については、介助人の欠如、補装	具の破損、避難	
		難所案内の不	—— 備(特に知的・視覚・聴覚障害者)等によって.	、避難	所案	内の不備	(特に知的・視覚・聴覚障害者)等に	よって、避難所	
		所への移動に	支障を来すことが予測され、安否確認及び誘導	等の避	~0	移動に支降	章を来すことが予測され、安否確認及	び誘導等の避難	
		難支援が必要	となる。		支援	が必要とフ	なる。		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		避難誘導者は、把握した <u>避難行動要支援者情報</u> に基づき付近住民	避難誘導者は、把握した 災害時要援護者情報 に基づき付近住民や	
		や自主防災組織等に協力を呼び掛け、 <u>避難行動要支援者</u> の安否確認	自主防災組織等に協力を呼び掛け、 災害時要援護者 の安否確認及び	
		及び誘導等の避難支援に努めなければならない。	誘導等の避難支援に努めなければならない。	
		災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要が認められる場	災害時、市民の生命や身体を緊急に保護する必要が認められる場	
		合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会、	合、市は、本人の同意を得ずして、災害時要援護者の名簿を自治会、	
		自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援	自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事務所、その他避難支援	
		等の実施に携わる関係者に対して提供し、避難行動要支援者情報の	等の実施に携わる関係者に対して提供し、 災害時要援護者情報 の共	
		共有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたって	有により円滑な避難支援に努める。なお、名簿の提供にあたっては、	
		は、市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措	市は名簿を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置	
		置をとる。	をとる。	
		<u>避難行動要支援者</u> を適切に避難誘導 <u>するとともに、</u> 地域住民、自	災害時要援護者 を適切に避難誘導 し、安否確認を行うため、 地域	
		主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得て安否	住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を	
		確認を行い、把握した情報については関係者との共有に努める。	得 ながら、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握の上、 関	
		また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、 <u>避難</u>	係者との共有に努める。	
		<u>行動要支援者</u> の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初	また、ホームヘルパー、ケースワーカー等の福祉関係者は、 災害	
		動活動を実施するものとする。	時要援護者 の安否確認及び誘導等の避難支援を最優先として初動	
			活動を実施するものとする。	
160	新	12.5 避難所の開設	12.5 避難所の開設	・内容の適正化
	2-256	「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度5強以上の地震が発	「避難所運営班」及び各施設管理者は、震度5強以上の地震が発	
		生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難	生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難	
		な者が生じた場合、避難所に指定した施設の安全を点検し、速やか	な者が生じた場合、避難所に指定した施設の安全を点検し、速やか	
		に避難所を開設する。なお、避難所の開設は、あらかじめ策定した	に避難所を開設する。	
		避難所運営マニュアルに基づき実施する。		
161	新	(1) 避難施設	(1) 避難施設	・県H25
	2-256	避難所の開設については、 <u>指定避難所</u> を利用することを原則とす	避難所の開設については、 あらかじめ指定している施設 を利用す	
		るが、災害の状況によっては、 <u>旅館、ホテル、神社等の既存建物を</u>	ることを原則とするが、災害の状況によっては、 指定されている施	
		各管理者の許可を得たうえで応急的に使用する。ただし、これらの	殺 の敷地内にテント等により仮設するものとする(野外テントにつ	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		適当な施設を得難いときは、指定避難所の敷地内にテント等により	いては、自衛隊へ設営依頼を行う)。	
		仮設するものとする (野外テントについては、自衛隊へ設営依頼を		
		行う)。		
162	新	12.6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ	(新設)	・県H25
	2-259	大規模災害発生時に、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、被災		
		した相互応援協定市町村又は県を通じて他市町村から避難者(広域		
		一時滞在者) の受入れについて要請があり、被害の状況等から受入		
		れの必要があると判断した場合は、広域一時滞在のための避難所を		
		提供する。		
		被災市町村から広域一時滞在者を受入れた場合、市は、自主防災		
		組織や災害ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を支援す		
		<u>5.</u>		
		(1) 避難所開設の公示及び避難者の収容		
		市は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、		
		直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに		
		開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。		
		(2) 避難所の管理運営		
		「第2編 第2章 第3節 『第3 避難所の運営』」を参照す		
		<u>3.</u>		
		(3) 要配慮者への配慮		
		市は、要配慮者に配慮した避難所の選定・開設に留意する。		
		また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での		
		保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整な		
		ど、支援の充実に努める。		
		(4) 避難者登録システム等の活用		
		県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府		
		県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		提供するものとし、市はこれに協力する。		
163	新	第13 給水活動	第13 給水活動	・ 内容の適正化
	2-263	13.4 施設の応急復旧	13.4 施設の応急復旧	
		応急復旧については、「本節 『第18 ライフラインの応急対策』」	(1) 応急復旧の実施	
		<u>により行う。</u>	震災時における応急給水は、断水状況及び水源状況を的確に把握	
			し、迅速に実施する。	
			(2)応急復旧対策	
			水道復旧班は、取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄	
			水場から避難場所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最	
			小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の	
			解消に努める。	
			(3) 資機材の調達	
			応急復旧資機材は、市備蓄分の他、関係機関(他市町村等、日本	
			水道協会)及び関係業者から調達する。	
164	新	第14 食料の供給	第14 食料の供給	•県H25
	2-268	14.3 食料の調達・供給	14.3 食料の調達・供給	
		(3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請	(3) 県備蓄食料の放出及び調達の要請	
		災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困	災害の状況により、市備蓄食料の不足、関係業者からの調達が困	
		難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放	難な状況の場合、埼玉県知事が定める範囲における県備蓄食料の放	
		出及び調達の要請を行うものとする。	出及び調達の要請を行うものとする。	
		また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示さ	また、災害救助法が適用され、あらかじめ埼玉県知事から指示さ	
		れる範囲で、農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に	れる範囲で、関東農政局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対	
		関する基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知) に基づき	し、応急用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。	
		応急用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。		
165	新	第15 生活必需品等の供給・貸与	第15 生活必需品等の供給・貸与	•県H25
	2-271	15.1 生活必需品等の需要の把握	15.1 生活必需品等の需要の把握	
		「避難所運営班」は、生活必需品等の需要(品目、数)を避難所	「避難所運営班」は、生活必需品等の需要(品目、数)を避難所	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。	となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。	
		なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品	なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品	
		目の範囲内において現物をもって給(貸)与する。 <u>また、季節に応</u>	目の範囲内において現物をもって給(貸)与する。	
		じた供給、要配慮者や女性等に配慮した供給を行うものとする。		
166	新	第16 要配慮者の安全確保	第16 要配慮者の安全確保	・内容の適正化
	2-275	16.1 高齢者、障害者等の安全確保	16.1 高齢者、障害者等の安全確保	
		(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	
		③被災状況の確認、受入れ先の確保及び移送	③受入れ先の確保及び移送	
		「要配慮者支援班」は、社会福祉施設の被災状況 を確認し、必	「 要援護者支援班 」は、医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先	
		要に応じて医療機関及び社会福祉施設等の受入れ先や搬送車両を	や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。	
		確保し、施設入所者の移送を援助する。		
167	新	(3) 避難所における支援	(新規)	・風水害対策編との 整合
	2-276	市は、ボランティア等と協力して、避難所へ移動した要配慮者に		奎 口
		ついて、その状況を把握し、次に示す適切な福祉サービスの提供に		
		<u>努める。</u>		
		□避難所における支援内容		
		・要配慮者の要望把握や安全確保(DV 被害の防止等)のために、		
		福祉・保健担当職員、自主防災組織、民生・児童委員、ボランテ		
		ィア等によって定期的なパトロールを実施するとともに相談窓		
		口を開設する。		
		・インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状況の悪化に的確		
		に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。		
		・介護用品、生理用品等の確保		
		・障害者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付		
		・要配慮者に配慮した食事の提供(軟らかい食事、粉ミルクの提供		
		<u>等)</u>		
		・介助入浴サービスの実施		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		・要配慮者に配慮した情報提供体制		
		・出入口等の段差の解消、通路の確保、障害者用トイレの設置		
		・空調や騒音にも配慮し、可能な限り快適な環境を確保する。		
168	新	16.2 外国籍市民の安全確保	16.2 外国籍市民の安全確保	・ 内容の適正化
	2-277	(2) 安否確認の実施	(2) 安否確認の実施	
		「国際班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報をもとに、	「国際班」は、自主防災組織、防災関係組織等の情報をもとに、	
		外国籍市民用安否確認カード等を活用し、外国籍市民の安否を確認	外国人登録者名簿や 外国籍市民用安否確認カード等を活用し、外国	
		するとともに、その調査結果を「本部班」を通じて埼玉県に報告す	籍市民の安否を確認するとともに、その調査結果を「本部班」を通	
		る。	じて埼玉県に報告する。	
169	新	第17 遺体の取扱い	第17 遺体の取扱い	・県H25
	2-279	17.1 遺体の捜索	17.1 遺体の捜索	
		遺体及び行方不明の状態にある者の捜索は、本市が埼玉県、自主	遺体及び行方不明の状態にある者の捜索は、本市が埼玉県、自主	
		防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただ	防災組織及び日本赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。ただ	
		し、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、	し、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察、	
		自衛隊へ協力を要請する。	自衛隊へ協力を要請する。	
		また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、警察と連	また、本市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、問合せ等	
		<u>携を図りながら</u> 問合せ等に対応するものとする。	に対応するものとする。	
170	新	17.2 遺体の処理	17.2 遺体の処理	•県H25
	2-280	(2) 遺体収容所(安置所)の開設	(新規)	
		市は、二次災害のおそれのない適当な公共施設等に遺体の収容所		
		を開設し、遺体を収容する。		
171	新	(6) 遺体の収容 (安置)・一時保存	(5) 遺体の収容(安置)・一時保存	・災害協定
	2-281	遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。	遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。	
		□遺体の収容等にあたっての留意事項	□遺体の収容等にあたっての留意事項	
		・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確	・延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確	
		認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置	認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置	
		所を設定し、身元不明遺体を収容する。	所を設定し、身元不明遺体を収容する。	

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
		・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス	・死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス	
		等を埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との	等を 用意 する。	
		<u>災害協定に基づき調達</u> する。		
172	新	17.3 遺体の埋・火葬	17.3 遺体の埋・火葬	・県H25
	2-282	(5) 埋・火葬の方法	(5) 埋・火葬の方法	
		埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。川越市斎場での	埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。川越市斎場での	
		火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請す	火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請す	
		る。その際、火葬場までの遺体の搬送については、本市が負担する	る。	
		<u>ものとする。</u>		
		また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保	また、身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保	
		管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。	管を依頼し、身元が判明次第、遺族に引き渡す。	
		なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し	なお、災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し	
		埋葬する。	埋葬する。	
173	新	第18 ライフラインの応急対策	第18 ライフラインの応急対策	・事例
	2-285	18.2 下水道施設	18.2 下水道施設	
		(4) 災害時の広報	(4) 災害時の広報	
		「下水道復旧班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状	「下水道復旧班」は、「広報班」を通じて、下水道施設の被害状	
		況、復旧の状況等を市民に広報する。 また、施設の被災状況によっ	況、復旧の状況等を市民に広報する。	
		ては、未処理または処理が不十分なまま河川や海に放流されること		
		になるため、市民に対して節水等による下水道使用の低減を呼びか		
		<u>けるものとする。</u>		

No	頁	新文書(案)	旧文書(現行計画)	修正根拠・理由
174	新	第19 公共施設等の応急復旧	第19 公共施設等の応急復旧	・内容の適正化
	2-296	19.5 鉄道	19.5 鉄道	
		(2) <u>東武ステーションサービス(株)</u> の応急対策	(2) 東武鉄道(株) の応急対策	
		東武ステーションサービス(株)が実施する地震発生に伴う応急	東武鉄道(株) が実施する地震発生に伴う応急対策は、次のとおり	
		対策は、次のとおりである。	である。	
		①運転規制	①運転規制	
		○運転指令者の取扱い	○運転指令者の取扱い	
		運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報	
		告を受けたときは、 <u>東武鉄道(株)「運転取扱実施基準」</u> の定めに基	告を受けたときは、 運転取扱心得 の定めに基づき、関係駅区長に運	
		づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。	転見合わせ等必要な指示を行う。	
		○駅長の取扱い	○駅長の取扱い	
		強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転	
		上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告す	上危険と認めたときは、列車運転を見合わせ、運転指令者に報告す	
		る。	る。	
		(略)	(略)	
		④事故発生時の救護活動	④事故発生時の救護活動	
		列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故	列車脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故	
		現場の復旧及び救急活動については、 <u>東武鉄道(株)「</u> 運転取扱実施	現場の復旧及び救急活動については、運転取扱実施基準及び鉄道運	
		基準」及び「鉄道運転事故応急処理手続」により処理をする。	転事故応急処理手続により処理をする。	